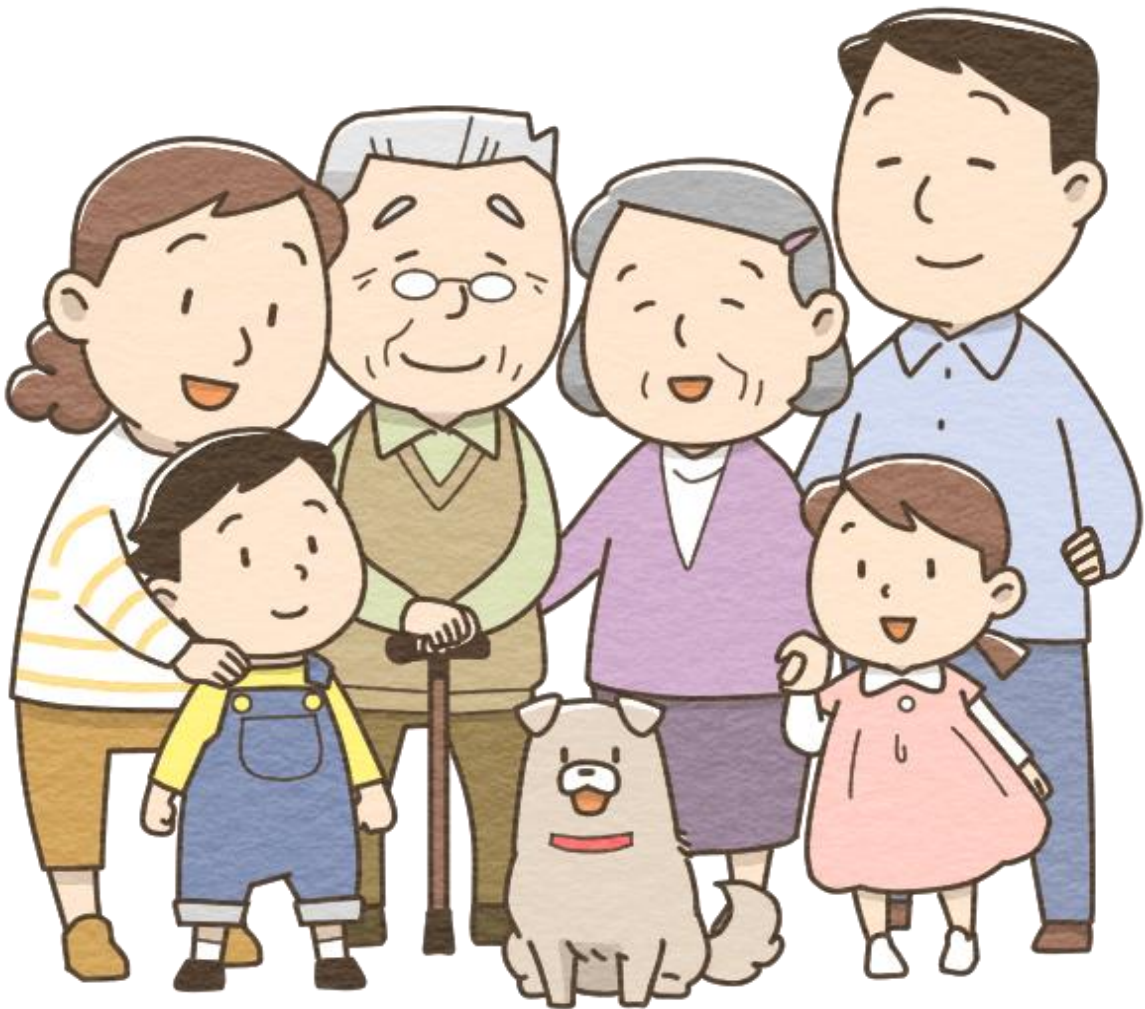


介護サービス関係者向け
利用ガイド

みんなでささえる

介護保険

令和6年度版



柏市
KASHIWA CITY

(令和6年7月)

介護保険制度について

介護保険は、全国的に高齢化が進む中で、介護を必要とするかたができるだけ自分の力で日常生活を送れるよう、社会全体で支えるために作られた社会保険制度です。

コラム

～要介護認定の申請はタイミングが重要～

我が家もそろそろ
介護保険の申請を
しようかしら？



ちょっとまって！
申請のタイミングが
重要なんです！



Q：要介護認定申請はいつすればいいの？

A：病気やケガ・物忘れなどで、家事や、身支度などに支障が出始めたときや、食事や入浴・排せつに介護が必要となったとき、まずは、相談窓口にご相談ください。

例えば・・・

入院中のかたの申請のタイミングは
治療や手術を控えているかた 治療・手術の後、状態が安定したころ
転院の予定があるかた 転院先の病院で状態が安定したころ
リハビリ中のかた リハビリが進み退院のめどが付いたころ

Q：今は自分のことは自分でできるけど、
今後必要となったときのために申請したいのですが。

A：介護保険サービスの利用の予定がない状態で要介護認定を受けても、実際に介護保険サービスが必要になったときに、ご本人様の状態が変わっているために、すでにお持ちの要介護度(＝要介護認定の結果)で利用できる介護保険サービスでは足りず、改めて「区分変更申請」をしていただくことが多くあります。介護保険サービスの利用が必要となったときが申請のタイミングです。

Q：認定されるまでに30日かかるのであれば、いざ介護保険サービスが必要となるときに間に合わないのではないですか？

A：介護保険サービスの利用をお急ぎの方は、申請日(窓口申請書提出日)から利用できます。要介護度が出てから介護保険サービスを利用するためのケアプランを作成される場合、支給限度額に合わせてサービス内容を組み立てることができますが、要介護度が出る前に介護保険サービスが必要となった場合は、認定調査の内容でコンピューターが判定した「仮の要介護度」を目安に、「暫定プラン」を立ててサービスを利用することも可能です。ただし、暫定プランを利用された場合、最終的な要介護度によっては自己負担額が生じることがあります。詳しくは、お近くの地域包括支援センター(裏表紙参照)にご相談ください。

もくじ



介護保険制度について 1
 コラム ～要介護認定の申請はタイミングが重要～ . . . 1

サービス利用の手順 4
 認定の申請から介護サービスの利用まで 4

介護サービス【要介護1～5のかたへ】 6
 介護サービス（居宅サービス） 6
 プチコラム 市内の全世帯に「広報かしわ」をお届けします
 7
 プチコラム 防災行政無線（パンザマスト）聞こえていますか？
 9
 介護サービス（施設サービス） 10

介護予防サービス【要支援1・2のかたへ】 12
 介護予防サービス 12

地域密着型サービス 15
 住み慣れた地域で受けるサービス 15
 その他の施設 17

福祉用具貸与・購入、住宅改修 18
 生活環境を整えるサービス 18
 プチコラム 特殊詐欺対策電話機等購入費の一部を助成します
 19
 コラム ～障害福祉と介護保険についてのお話～ . . . 21

サービス利用時の費用負担 22
 費用の一部を負担します 22
 利用者や家族のかたへの負担軽減 24
 プチコラム フレイルって何だろう？ ほか 25

地域支援事業（総合事業）・・・・・・・・・・26

介護予防・日常生活支援総合事業	26
介護予防・生活支援サービス	26
健康づくり・フレイル予防	27

在宅福祉サービス・・・・・・・・・・28

一人暮らしのかたが利用できるサービス	28
おおむね自立のかたが利用できるサービス	28
要支援・要介護認定を受けているかたが利用できるサービス	28
要介護1～5の認定を受けているねたきりのかたが利用できるサービス	30
要介護2～5の認定を受けているかたが利用できるサービス	30
要介護3～5の認定を受けているかたが利用できるサービス	30
その他のサービス	31
プチコラム ヘルパーさんに家族の分もお願いできますか？	32

医療・・・・・・・・・・33

歯科診療	33
往診のできる医療機関	33

相談・・・・・・・・・・35

安心して生活を送るために	35
プチコラム めざせ！100歳！	35
プチコラム 忘れないで！高齢者が必要な災害時の持ち物	36
プチコラム ヘルパーさん、これもお願いできますか？	37

認知症・・・・・・・・・・38

認知症のかたへの支援	38
プチコラム 「知っている人なのに名前が出てこない」なんてことはありませんか？	39

介護保険制度のしくみ・・・・・・・・・・40

みんなで支えあう制度です	40
地域包括支援センターとは？	41

介護保険料の決め方・納め方・・・・・・・・・・42

社会全体で介護保険を支えています	42
------------------	----

サービス利用の手順

認定の申請から介護サービスの利用まで

介護保険サービスを利用するには、まず要介護・要支援認定の申請をして、認定を受ける必要があります。認定結果に基づきサービスを利用することができますようになります。

まずは各地域包括支援センターや高齢者支援課(裏表紙参照)で、相談を行いましょう。



1. 要介護認定の申請

(申請のタイミングについては1ページをご参照ください)

ポイント

市から主治医に、介護を必要とする原因疾患などの意見書の作成を依頼します。要介護認定の申請をすることを、事前に主治医に伝えておくとう安心です。なお、40～64歳のかたは老化が原因とされる病気(特定疾病)に該当があるかご確認ください(40ページ参照)。

本人または家族などが、地域包括支援センター、高齢者支援課、沼南支所福祉担当で申請をします

認定申請に必要なもの

1. 要介護・要支援認定申請書★
2. 要介護認定のための日常生活状況申出書★
3. 主治医の氏名・医療機関名がわかるもの
※介護が必要となった原因疾病を診ている医師
4. 介護保険証の原本
5. 健康保険証

※郵送の場合はコピー

(★は申請窓口・市ホームページにあります)

郵送申請の場合
〒277-8505
柏市柏5-10-1
柏市高齢者支援課宛
にお送りください

申請様式は出張所にもあります。ただし出張所では申請は受け付けておりません。

2. 本人の状態などを調査(認定調査)

↓ 調査員が自宅などを訪問して、心身の状況などを調査します

3. 審査・判定

↓ 認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で審査をし、要介護状態区分を判定します

4. 要介護状態区分の認定

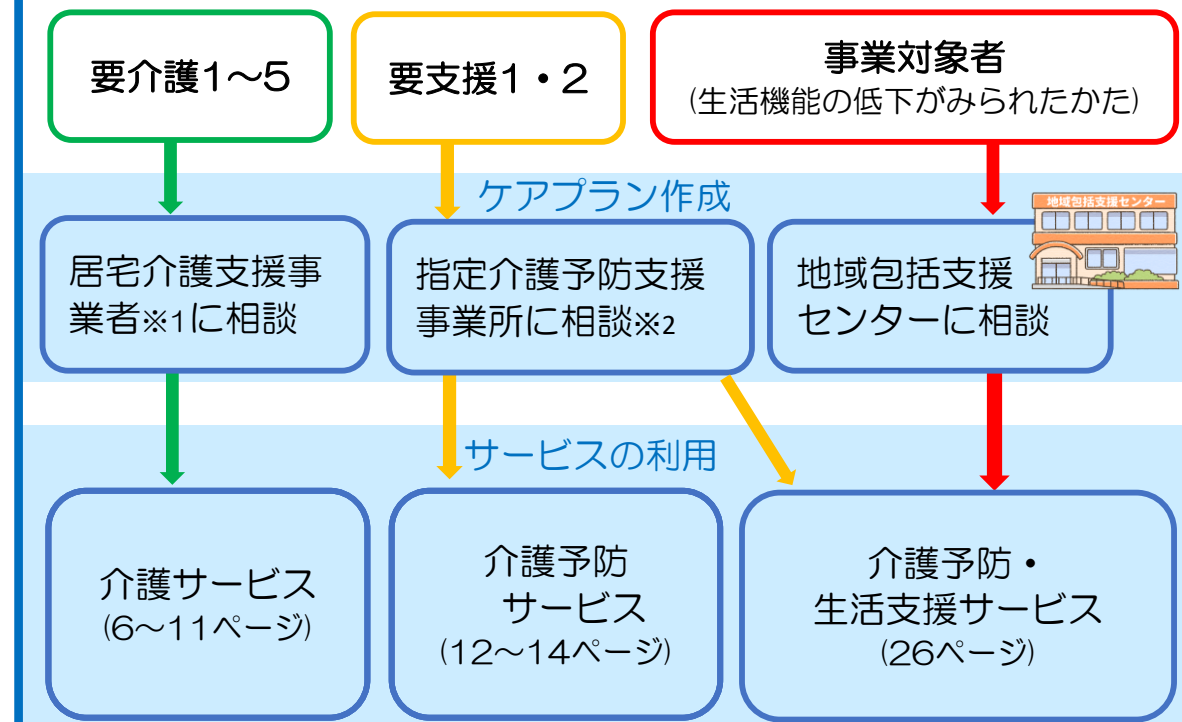
原則、申請から30日以内に、結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険証」が届きます

認定結果通知書と介護保険証の内容をご確認ください
要介護状態区分(要介護1～5、要支援1・2、非該当(自立))に分けて認定されます。その他の記載内容についてもご確認ください。

認定結果に疑問などがある場合は、高齢者支援課(裏表紙参照)に相談してください

5.ケアプランの作成・サービスの利用

ケアプラン(介護サービス計画)を立て、サービスを利用します



※1 居宅介護支援事業者は、市の指定を受けて、ケアマネジャーを設置しています。

利用者に適したケアプランを作成し、サービス事業者と連絡や調整を行います。

※2 地域包括支援センター又は指定介護予防支援事業者として市の指定を受けた居宅介護支援事業者を指します。



非該当のかたも、健康づくり・フレイル予防事業(27ページ参照)に参加できます。ご家族や地域包括支援センター職員と相談しながら、ご自身の状況にあった事業に参加しましょう。

6.更新申請

要介護認定には期間が定められています

引き続きサービスを利用する場合には、介護保険証に記載のある

有効期間が終了する前に更新の申請をする必要があります

・更新申請は認定期間満了日の60日前から受付しています。引き続きサービスを利用されるかたは、更新申請書をご提出ください。

・心身の状況が悪くなったり、必要とされる介護の状況が変化されたときは、いつでも要介護状態区分の変更の申請ができます。



介護保険証は、介護サービスを受ける際必要となりますので、くれぐれも紛失しないようにしましょう。

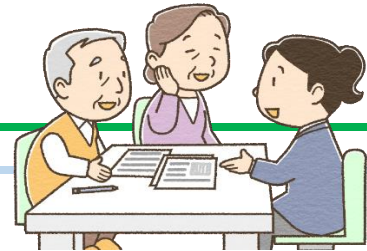
介護サービス【要介護1～5のかたへ】

介護サービス（居宅サービス）

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。

これらのサービスのなかから、利用者の状態に合うものを組み合わせて利用できます。

※ 地域密着型サービスについては15、16ページをご覧ください。



ケアプランの作成・サービス利用についての相談

居宅介護支援

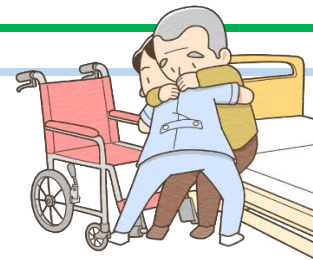
ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は全額を介護保険で負担し、利用者の自己負担はありません。

日常生活の手助けをしてもらう

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を受けます。通院などを目的とした、車への乗降介助も利用できます



〈身体介護の例〉

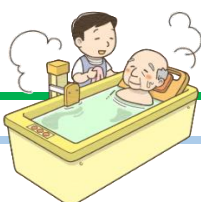
- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭
- 通院・外出の付き添い など

〈生活援助の例〉

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

自己負担のめやす		1割	2割	3割
身体介護 中心	20分未満	170円	340円	510円
	20分～30分未満	255円	509円	763円
	30分～1時間未満	404円	807円	1,210円
生活援助 中心	20分～45分未満	187円	373円	560円
	45分以上	230円	459円	688円
通院等乗降介助（1回につき）		101円	202円	303円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。



自宅を訪問してもらう

訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担のめやす

	1割	2割	3割
1回	1,320円	2,639円	3,958円



訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担のめやす

	1割	2割	3割
1回※	319円	637円	955円

※20分間リハビリテーションを行った場合。

お医者さんの指導のもとでの助言・管理

訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担のめやす（1回）

		1割	2割	3割
病院・診療所から	20分～30分未満	416円	832円	1,248円
	30分～1時間未満	599円	1,197円	1,795円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	491円	982円	1,473円
	30分～1時間未満	858円	1,715円	2,573円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。



居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲みかた、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担のめやす（1回）

	1割	2割	3割
医師の指導 （月2回まで）	515円	1,030円	1,545円
歯科医師の指導 （月2回まで）	517円	1,034円	1,551円
医療機関の薬剤師の指導 （月2回まで）	566円	1,132円	1,698円
薬局の薬剤師の指導 （月4回まで）	518円	1,036円	1,554円
管理栄養士の指導 （月2回まで）	545円	1,090円	1,635円
歯科衛生士の指導 （月4回まで）	362円	724円	1,086円

プチコラム

広報かしわ

kashiwa

市内の全世帯に「広報かしわ」をお届けします

市からのお知らせやイベント情報などを掲載した「広報かしわ」を毎月1回発行し、ご自宅のポストへ直接投函する方法で、毎月末に市内全世帯へ配布しています。翌月1日までに届かない場合は、広報かしわ宅配コールセンター（☎0120-276-673）へご連絡ください。

介護サービス【要介護1～5のかたへ】

介護サービス（居宅サービス）

施設に通う

つうしょか いご

通所介護【デイサービス】

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担のめやす（1回）

【通常規模の事業所／8時間以上9時間未満の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要介護 1	687円	1,374円	2,061円
要介護 2	813円	1,625円	2,437円
要介護 3	940円	1,880円	2,820円
要介護 4	1,070円	2,139円	3,208円
要介護 5	1,200円	2,399円	3,599円

※利用するメニューに応じて別に費用が加算されます。

	1割	2割	3割
個別機能訓練（1日）	58円	115円	173円
栄養改善（1回）	206円	411円	617円
口腔機能向上（1回）	154円	308円	462円
入浴介助（1回）	41円	82円	123円

※送迎を含みます。

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。



つうしょ

通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担のめやす（1回）

【通常規模の事業所／4時間以上5時間未満の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要介護 1	572円	1,143円	1,714円
要介護 2	664円	1,327円	1,990円
要介護 3	754円	1,508円	2,262円
要介護 4	872円	1,744円	2,616円
要介護 5	989円	1,977円	2,966円

※利用するメニューに応じて別に費用が加算されます。

	1割	2割	3割
栄養改善（1回）	207円	414円	620円
口腔機能向上（1回）	155円	310円	465円
入浴介助（1回）	42円	83円	124円

※送迎を含みます。

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。



施設に入居しているかたが利用するサービス

とくていし せつ にゆうまよしゃせいかつか いご

特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどに入居して、日常生活上の介護を受けられます。



自己負担のめやす（30日）

要介護度	1割	2割	3割
要介護 1	16,699円	33,398円	50,097円
要介護 2	18,764円	37,527円	56,290円
要介護 3	20,920円	41,840円	62,760円
要介護 4	22,923円	45,846円	68,768円
要介護 5	25,049円	50,097円	75,146円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、居住費、日常生活費は別途自己負担となります。

短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護【ショートステイ】

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。

自己負担のめやす（1日）【介護老人福祉施設・併設型の施設の場合】



要介護度	従来型個室			多床室			ユニット型個室・ユニット型個室的多床室		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護 1	623円	1,246円	1,869円	623円	1,246円	1,869円	728円	1,455円	2,182円
要介護 2	695円	1,389円	2,083円	695円	1,389円	2,083円	798円	1,595円	2,393円
要介護 3	770円	1,539円	2,309円	770円	1,539円	2,309円	875円	1,750円	2,625円
要介護 4	842円	1,684円	2,526円	842円	1,684円	2,526円	949円	1,897円	2,845円
要介護 5	914円	1,827円	2,740円	914円	1,827円	2,740円	1,020円	2,039円	3,059円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、滞在費、日常生活費は別途自己負担となります。

短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

自己負担のめやす（1日）【介護老人保健施設の場合】



要介護度	従来型個室			多床室			ユニット型個室・ユニット型個室的多床室		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護 1	774円	1,547円	2,320円	853円	1,705円	2,558円	859円	1,717円	2,576円
要介護 2	823円	1,646円	2,468円	904円	1,808円	2,712円	907円	1,814円	2,721円
要介護 3	888円	1,775円	2,662円	970円	1,939円	2,909円	974円	1,947円	2,921円
要介護 4	943円	1,886円	2,829円	1,024円	2,048円	3,072円	1,030円	2,060円	3,090円
要介護 5	998円	1,995円	2,992円	1,081円	2,161円	3,242円	1,085円	2,169円	3,254円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、滞在費、日常生活費は別途自己負担となります。

プチコラム

防災行政無線（パンザマスト）聞こえていますか？

防災行政無線が聞こえにくい場合は、確認用の電話番号を開設していますので、ご確認ください。☎️ 0120-280-131

同じ情報はメール配信サービスでも実施しております。詳しくは柏市公式ホームページまたは二次元バーコードからご登録をお願い致します。

【URL】 <https://www.city.kashiwa.lg.jp/kohokocho/koho/tool/mail/index.html>



介護サービス【要介護1～5のかたへ】

介護サービス（施設サービス）

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどに応じて入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行い、事業者と契約します。

※要支援のかたは、施設サービスは利用できません。



生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

ねたきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難なかたが入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や健康管理が受けられます。

施設サービス費のめやす（30日）

要介護度	従来型個室			多床室			ユニット型個室・ユニット型個室的多床室		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護 1	18,147円	36,294円	54,441円	18,147円	36,294円	54,441円	20,643円	41,286円	61,929円
要介護 2	20,304円	40,608円	60,912円	20,304円	40,608円	60,912円	22,800円	45,599円	68,399円
要介護 3	22,553円	45,106円	67,659円	22,553円	45,106円	67,659円	25,111円	50,221円	75,331円
要介護 4	24,710円	49,420円	74,129円	24,710円	49,420円	74,129円	27,298円	54,596円	81,893円
要介護 5	26,836円	53,671円	80,507円	26,836円	53,671円	80,507円	29,424円	58,847円	88,271円

※原則、要介護3以上のかたが対象の施設です。

介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設



病状が安定しているかたに対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、自宅への復帰を支援します。

施設サービス費のめやす（30日）

要介護度	従来型個室			多床室			ユニット型個室・ユニット型個室的多床室		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護 1	22,091円	44,182円	66,273円	24,433円	48,865円	73,297円	24,710円	49,420円	74,129円
要介護 2	23,508円	47,016円	70,524円	25,973円	51,946円	77,919円	26,127円	52,254円	78,381円
要介護 3	25,511円	51,022円	76,532円	27,976円	55,951円	83,927円	28,130円	56,259円	84,389円
要介護 4	27,206円	54,411円	81,616円	29,609円	59,217円	88,826円	29,824円	59,648円	89,472円
要介護 5	28,715円	57,430円	86,145円	31,180円	62,360円	93,540円	31,365円	62,729円	94,094円

長期療養の機能を備えた施設

かいごいりょういん 介護医療院

長期間の療養が必要なかたに対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護やリハビリテーションを行う施設です。利用者ができる限り自立した日常生活を送れるようにします。

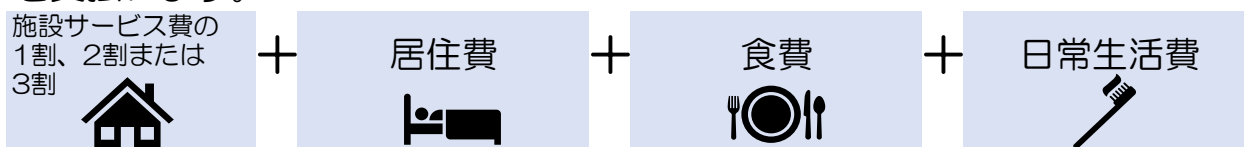


施設サービス費のめやす（30日）

要介護度	従来型個室			多床室			ユニット型個室・ユニット型個室的多床室		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護 1	22,214円	44,428円	66,642円	25,665円	51,330円	76,995円	26,189円	52,377円	78,566円
要介護 2	25,634円	51,268円	76,902円	29,054円	58,108円	87,162円	29,578円	59,156円	88,733円
要介護 3	32,967円	65,934円	98,901円	36,418円	72,835円	109,253円	36,942円	73,883円	110,824円
要介護 4	36,110円	72,219円	108,328円	39,530円	79,059円	118,588円	40,053円	80,106円	120,159円
要介護 5	38,913円	77,826円	116,739円	42,364円	84,728円	127,092円	42,888円	85,775円	128,663円

施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービス費の1割、2割または3割のほか、居住費、食費、日常生活費を支払います。



● 基準費用額

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）

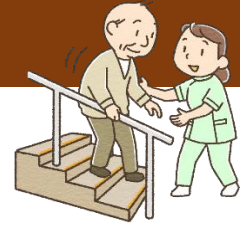
利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額が定められています。

- 従来型個室：共同生活室（リビングスペース）を併設していない個室
- 多床室：定員が2人以上の個室ではない居室
- ユニット型個室：共同生活室（リビングスペース）を併設している個室
- ユニット型個室的多床室：ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室

居住費・食費の基準費用額（1日あたり）

施設の種類	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
介護老人福祉施設	1,231円	915円	2,066円	1,728円	1,445円
介護老人保健施設 介護医療院	1,728円	437円	2,066円	1,728円	

介護予防サービス【要支援1・2のかたへ】



介護予防サービス

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

※費用は施設の体制などに応じて異なります。



介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

かいごよぼうしえん 介護予防支援

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーが、利用者にあった「介護予防ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って、安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。介護予防ケアプランの相談・作成の全額を介護保険で負担し、利用者の自己負担はありません。

要支援1・2のかたは、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型・通所型のサービスを利用することができます。

詳しくは26ページをご覧ください。



自宅を訪問してもらう

かいごよぼうほうもんにゆうよくかいご 介護予防訪問入浴介護



自宅に浴室がない場合や、感染症などで浴室の利用が難しい場合に、移動入浴車などでの入浴サービスが利用できます。

自己負担のめやす

	1割	2割	3割
1回	892円	1,784円	2,676円

かいごよぼうほうもん 介護予防訪問リハビリテーション



理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリを受けます。

自己負担のめやす

	1割	2割	3割
1回※	308円	616円	924円

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言・管理

かいごよぼうほうもんかんご 介護予防訪問看護

看護師などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。

自己負担のめやす(1回)

		1割	2割	3割
病院・診療所から	20分～30分未満	398円	796円	1,194円
	30分～1時間未満	577円	1,153円	1,729円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	470円	940円	1,410円
	30分～1時間未満	828円	1,655円	2,482円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。



かいごよぼうきょたくりょうようかんりしどう 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

自己負担のめやす(1回)

	1割	2割	3割
医師の指導 (月2回まで)	515円	1,030円	1,545円
歯科医師の指導 (月2回まで)	517円	1,034円	1,551円
医療機関の薬剤師の指導 (月2回まで)	566円	1,132円	1,698円
薬局の薬剤師の指導 (月4回まで)	518円	1,036円	1,554円
管理栄養士の指導 (月2回まで)	545円	1,090円	1,635円
歯科衛生士の指導 (月4回まで)	362円	724円	1,086円

施設に通う

かいごよぼうつうしょ 介護予防通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

自己負担のめやす(30日)



【共通的サービス】

要介護度	1割	2割	3割
要支援 1	2,343円	4,686円	7,029円
要支援 2	4,368円	8,735円	13,103円

【選択的サービス】

	1割	2割	3割
栄養改善	207円	414円	620円
口腔機能向上	155円	310円	465円

※送迎、入浴を含みます。

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

選択的サービスの例

介護予防通所リハビリテーションで提供される選択的サービスには、次のようなものがあります。利用者の目標に応じて利用できます。また、組み合わせて利用することもできます。

栄養改善

栄養改善のための、食材の選び方や調理方法などに関する指導や相談

口腔機能の向上

口のなかや義歯の手入れ方法、味覚障害や気道感染の予防法、咀嚼や飲み込みの訓練法などの指導

施設に入っているかたが利用する介護サービス



かいごよぼうとくていしせつにゆうきよしゃせいかつかいご 介護予防特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどに入居して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けます。

自己負担のめやす（30日）

要介護度	1割	2割	3割
要支援 1	5,639円	11,277円	16,915円
要支援 2	9,644円	19,287円	28,931円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※費用、居住日、日常生活費は別途自己負担となります。

短期間施設に泊まる ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

かいごよぼうたんきにゆうしよせいかつかいご 介護予防短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。



自己負担のめやす（1日）【介護老人福祉施設・併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室			多床室			ユニット型個室・ユニット型個室的多床室		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援 1	466円	932円	1,398円	466円	932円	1,398円	547円	1,093円	1,640円
要支援 2	580円	1,159円	1,739円	580円	1,159円	1,739円	678円	1,356円	2,033円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、滞在費、日常生活費は別途自己負担となります。

かいごよぼうたんきにゆうしよりようようかいご いりょうがた 介護予防短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



自己負担のめやす（1日）【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室			多床室			ユニット型個室・ユニット型個室的多床室		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援 1	595円	1,190円	1,784円	630円	1,259円	1,889円	641円	1,282円	1,923円
要支援 2	746円	1,492円	2,237円	795円	1,590円	2,385円	811円	1,621円	2,431円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、滞在費、日常生活費は別途自己負担となります。



地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。



※費用は施設の体制などに依りて異なります。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

しょうきぼたきのうがたきよたくかいご 小規模多機能型居宅介護

かいごよぼうしょうきぼたきのうがたきよたくかいご
(介護予防小規模多機能型居宅介護)

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

自己負担のめやす (30日)

要介護度	1割	2割	3割
要支援 1	3,564円	7,128円	10,692円
要支援 2	7,202円	14,404円	21,606円
要介護 1	10,804円	21,607円	32,410円
要介護 2	15,878円	31,755円	47,632円
要介護 3	23,097円	46,194円	69,291円
要介護 4	25,492円	50,983円	76,474円
要介護 5	28,107円	56,214円	84,321円

※食費、宿泊費、日常生活費は別途自己負担となります。

かんごしょうきぼたきのうがたきよたくかいご 看護小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の状況や選択に応じて泊まりや訪問系(看護・介護)のサービスを柔軟に組み合わせ、医療的ニーズにも対応したサービスを受けられます。

自己負担のめやす (30日)

要介護度	1割	2割	3割
要介護 1	12,858円	25,716円	38,574円
要介護 2	17,990円	35,980円	53,969円
要介護 3	25,289円	50,578円	75,867円
要介護 4	28,683円	57,365円	86,047円
要介護 5	32,445円	64,889円	97,334円

※食費、宿泊費、日常生活費は別途自己負担となります。

※要支援のかたは利用できません。

夜間の訪問サービス

やかんたいおうがたほうもんかいご 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問看護、緊急時など利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などがあります。

自己負担のめやす

【オペレーションセンターを設置している場合】

	1割	2割	3割
基本夜間対応型訪問介護	1,031円/月	2,061円/月	3,092円/月
定期巡回サービス	388円/回	776円/回	1,163円/回
随時訪問サービス	591円/回	1,182円/回	1,773円/回

※要支援のかたは利用できません。

24時間対応の訪問サービス

ていきじゆんかい ずいじたいおうがたほうもんかいごかんご 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで、随時対応も受けられます。

自己負担のめやす (30日)

要介護度	1割	2割	3割
要介護 1	8,280円	16,560円	24,840円
要介護 2	12,935円	25,869円	38,803円
要介護 3	19,744円	39,488円	59,232円
要介護 4	24,339円	48,678円	73,017円
要介護 5	29,487円	58,973円	88,460円

※要支援のかたは利用できません。

認知症のかた向けのサービス

認知症対応型通所介護

かいごよぼうにんちしょうたいおうがたつうしょかいご
(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された高齢者が日帰りで、食事、入浴などの介護や支援、専門的なケアを受けられます。

自己負担のめやす

【8時間以上9時間未満の場合/併設型の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要支援 1	825円	1,649円	2,473円
要支援 2	921円	1,841円	2,762円
要介護 1	953円	1,905円	2,858円
要介護 2	1,054円	2,108円	3,161円
要介護 3	1,157円	2,314円	3,471円
要介護 4	1,262円	2,523円	3,784円
要介護 5	1,365円	2,729円	4,094円

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

認知症対応型共同生活介護

かいごよぼうにんちしょうたいおうがたきょうどうせいかつかいご
(介護予防認知症対応型共同生活介護)

【グループホーム】

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

自己負担のめやす(30日)

要介護度	1割	2割	3割
要支援 2	23,077円	46,154円	69,230円
要介護 1	23,200円	46,400円	69,600円
要介護 2	24,279円	48,557円	72,835円
要介護 3	25,018円	50,036円	75,054円
要介護 4	25,511円	51,022円	76,532円
要介護 5	26,035円	52,069円	78,104円

※食費、居住費、日常生活費は別途自己負担となります。

※要支援1のかたは利用できません。

小規模な施設に移り住んで受ける介護サービス

地域密着型介護老人福祉施設

にゅうしょしゃせいかつかいご
入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練などのサービスが受けられます。



自己負担のめやす(30日)

要介護度	ユニット型個室		
	1割	2割	3割
要介護 1	21,013円	42,025円	63,038円
要介護 2	23,200円	46,400円	69,600円
要介護 3	25,511円	51,022円	76,532円
要介護 4	27,760円	55,520円	83,280円
要介護 5	29,917円	59,833円	89,750円

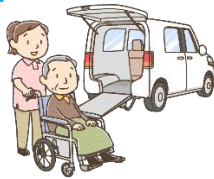
※食費、居住費、日常生活費は別途自己負担となります。

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上のかた。

小規模な施設の通所介護サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担のめやす【8時間以上9時間未満の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要介護 1	805円	1,609円	2,413円
要介護 2	950円	1,900円	2,850円
要介護 3	1,101円	2,202円	3,303円
要介護 4	1,253円	2,506円	3,759円
要介護 5	1,402円	2,804円	4,206円

※食費、居住費、日常生活費は別途自己負担となります。

※要支援のかたは利用できません。

その他の施設

介護保険を使ったサービス以外でも、高齢者の方が入所して生活ができる施設があります。

※入所を希望される際は、養護老人ホームを除きすべて、直接施設へお申し込みをしていただく必要があります。

※費用などについての詳細は、入所を希望する施設にお問い合わせください。



ゆうりやうろうじん

有料老人ホーム

見守りや食事の提供、掃除などのサービスが受けられる施設です。（内容は施設により異なります）

介護付き：特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設であり、入居しているかたを対象として、食事提供などの日常生活の支援に加え、入浴、排せつなどの介護サービスを受けられます。

住宅型：介護サービスを受ける場合は、外部の介護サービス事業所と契約をした上で介護サービスを受けられます。

自己負担：介護付きは220,000円/月※1～

住宅型は 152,000円/月※2～＋介護費用



※敷金や前払い金が必要な施設もあります

※1 家賃・施設の共益費など＋食費＋介護保険の自己負担分 ※2 家賃・施設の共益費など＋食費

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造を有し、安否確認や生活相談サービスを受けられる住宅です。食事の提供や生活支援サービスを受けられる住宅もあります。また、外部の介護サービス事業所と契約をした上で介護サービスを受けられます。

自己負担：157,000円/月※3～＋介護費用



※3 家賃・施設の共益費など＋食費

けいひろうじん

軽費老人ホーム【ケアハウス】

高齢などの理由のため、自立して生活するのに不安があり、家族による援助を受けることが困難なかたが生活する施設です。

自己負担：86,000円/月～＋介護費用



ようごろうじん

養護老人ホーム

地域包括支援課 ☎04-7167-2318

自分で身の回りのことがだいたい行えるが、住環境および経済的な事情により自宅で生活することができないかたで、低所得(市民税均等割課税以下)世帯に属している、おおむね65歳以上のかたが生活するための施設です。

生活環境を整えるサービス

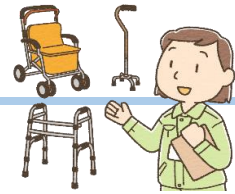
※（ ）内は介護予防サービスの名称です。

自立した生活をするための福祉用具を借りる

福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。

※用具によって、対象となる要介護状態区分が異なります。
「★」印のついている用具の一部は、購入も選択可能です。



すべての要支援・要介護状態区分のかた

1. 歩行器



2. 歩行補助つえ



3. 手すり

（工事不要のもの）



4. スロープ（工事不要のもの）



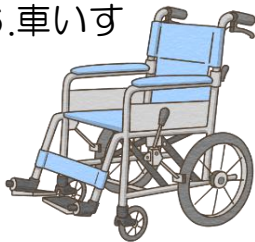
5. 自動排せつ処理装置

※便を吸引できるものは
要介護4・5のかた



要介護2～5のかた

6. 車いす

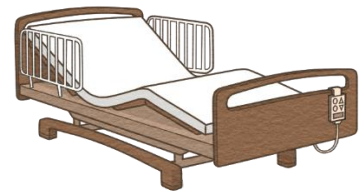


7. 車いす付属品

電動補助装置など



8. 特殊寝台



9. 特殊寝台付属品

サイドレールなど



10. 認知症老人徘徊感知機器



11. 移動用リフト

つり具を除く

※入浴用リフト（垂直移動のみ）、
段差解消機、階段移動用リフトなども
該当します。



12. 体位変換器



13. 床ずれ防止用具



福祉用具貸与の自己負担について

※レンタル費用の1割、2割又は3割です。支給限度額（22ページ参照）が適用されます。

※用具の種類や事業者により金額は変わります。

とくていふくしょうぐこうにゅうひ（とくていかいごよぼうふくしょうぐこうにゅうひ）
特定福祉用具購入費（特定介護予防福祉用具購入費）

右記の福祉用具を、都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割、8割又は7割が支給されます（1割、2割又は3割は自己負担）。

※都道府県の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。
 市外事業者からの購入も可能です。

※福祉用具専門相談員にアドバイスを受けましょう。

※償還払い（いったん全額立てかえ）と受領委任払い（販売業者立てかえ）の支払い方法があります。

※受領委任払いができる業者については、ケアマネジャーか高齢者支援課へお問い合わせください。

- 腰掛け便座
- 簡易浴槽
- 入浴補助用具
- 移動用リフトのつり具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 歩行器（車輪付きのものを除く）
- 歩行補助つえ（松葉つえを除く）
- スロープ（屋外用を除く）



プチコラム

特殊詐欺対策電話機等購入費の一部を助成します

多発する特殊詐欺被害防止の一助として、迷惑電話防止機能（電話機に登録されていない電話番号からの着信に対して、「この通話は特殊詐欺対策のため、録音されます。」等のメッセージが相手方に流れ、会話が録音されるもの）のついた電話機等を購入した場合の一部費用を助成します。



対象者

- 65歳以上の柏市民の方
- 本人及び同居家族が市民税を滞納していない方

対象の電話機

- お店（通信販売を含む）で購入したもの
- 自動音声アナウンス機能または迷惑電話ブロック機能があるもの

● 申請日から1年以内に購入したもの（郵送の場合は市役所に到達した日が申請日となります。）

購入費の2分の1の額（1,000円未満の端数は切り捨て）。
 ただし上限は10,000円まで。

当事業については、申請受理の先着順に補助金を交付しております。
 予算を執行し終えた、又はその見込みである場合には、申請いただいても受け付けをお断りすることがございますので、事前に担当課へ御相談ください。

詳しくは柏市防災安全課（☎04-7167-1115）までお問い合わせください。

より安全な生活が送れるように住宅を改修する

住宅改修費支給（介護予防住宅改修費支給）

工事の前と後に
手続きが必要です

住宅改修工事に要した費用のうち、20万円を上限として、負担割合に応じた自己負担額との差額が住宅改修費として支給されます。

工事費の総額が20万円に到達するまでは何度も利用でき、また初回利用時から介護度が著しく上がった場合と転居された場合に限り、再度上限が20万円に戻り利用できます。

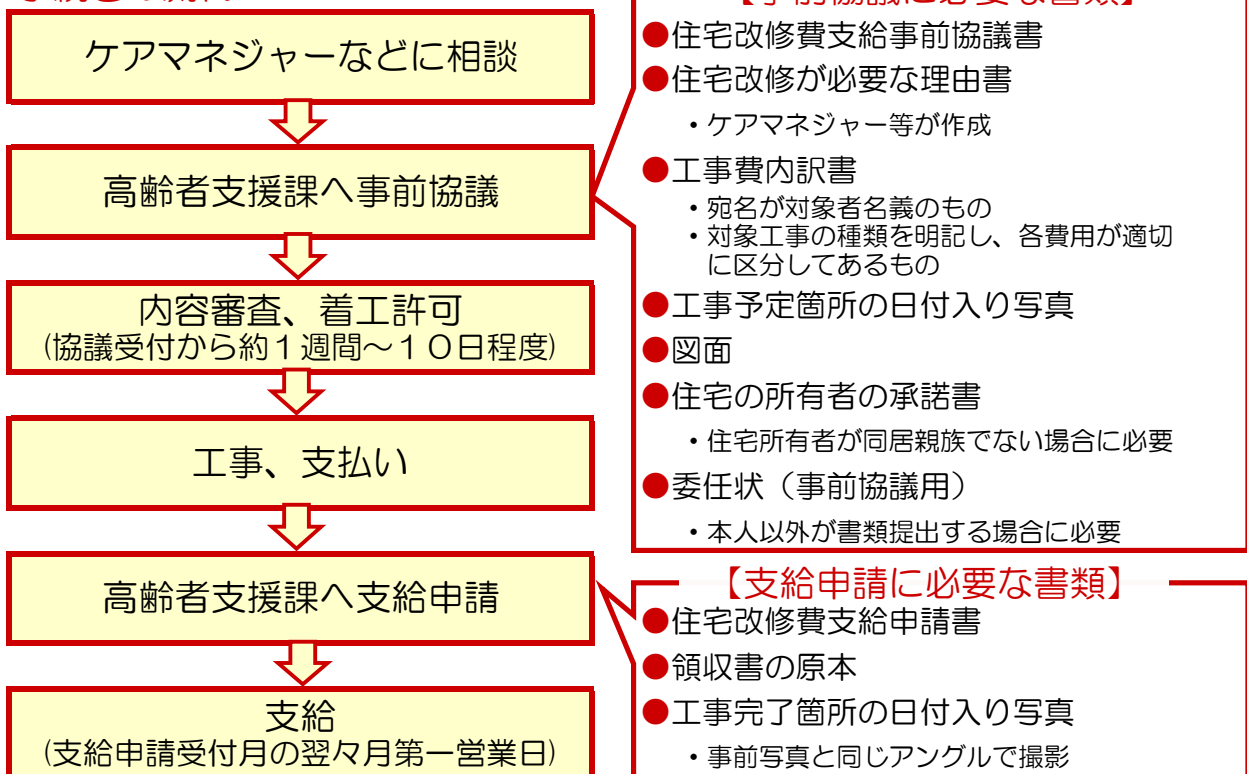
工事費が20万円を超えた場合、超過分は原則自己負担となりますが、市の要介護高齢者等住宅改造費補助制度（課税状況に関する要件があり、別途申請が必要）により補助を行える場合があります。

住宅改修工事を行う際には、まずはじめにケアマネジャーなどにご相談ください。

対象となるもの、ならないもの

対象のかた	介護保険の要支援または要介護認定を受けているかた
対象の住宅	対象のかたの住民票上の住宅で、かつ、現に居住する住宅
対象の工事	以下の5種類の工事に加え、これらに付帯する工事 ●手すりの取り付け ●段差の解消 ●滑り防止、移動円滑化等を目的とした床又は通路面の材料変更 ●引き戸等への扉の取り替え ●洋式便座等への便器の取り替え
支給対象外となる場合	●新築、増改築と同時に行う場合 ●理由書の記載内容により、目的に対して必要であると認められない場合 ●対象者が入院又は入所中で、在宅でない場合 ●工事完了前に対象者が死亡した場合 ●着工許可前に着工した場合 など

手続きの流れ



コラム

～障害福祉と介護保険についてのお話～



現在、障害福祉サービスを受けています。
もうすぐ65歳になりますが、私も介護保険に入るんですか？

はい。65歳から介護保険サービスに移行します。65歳の誕生日を迎える数か月前に、市役所（ケースワーカー）から相談支援専門員☎地域包括支援センター（介護担当ケアマネジャー）に連絡します。同行訪問の際に介護保険移行への説明をいたしますので、申請手続きを行ってください。



～介護保険優先の原則～

障害福祉サービスを利用されている方が65歳に到達すると、一部の障害福祉サービスを除き、原則として介護保険サービスの利用に移行することになります。また、65歳以上で障害者手帳を取得した場合も、原則として介護保険サービスの利用が優先されます。

65歳から介護保険に移行する障害福祉サービス

障害福祉サービス	介護保険サービス
居宅介護・重度訪問介護	訪問介護
生活介護・自立訓練	通所介護（地域密着）
短期入所	短期入所生活介護（介護予防）
生活介護・自立訓練・短期入所	小規模多機能型居宅介護（介護予防） 看護小規模多機能型居宅介護

なお、65歳以前から利用していた一部通所施設や、介護保険サービスにはない障害福祉サービスを利用していた場合、65歳到達後も継続して障害福祉サービスを利用可能です。

65歳到達後も継続して利用可能な障害福祉サービス

障害福祉サービス
・同行援護、行動援護
・就労移行支援、就労継続支援等就労系サービス
自立訓練（生活訓練）※65歳以前から利用している場合に限る



介護保険サービス利用者自己負担の軽減

平成30年4月から65歳になるまでの5年以上の間、特定の要件を満たす方は利用者負担分が償還される場合があります。詳しくは障害福祉課（☎04-7167-1136）にお尋ねください。なお、平成30年4月1日以前に65歳に到達していた場合も要件を満たせば対象となる場合があります。

サービス利用時の費用負担



費用の一部を負担します

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて、介護保険から給付される額（利用できるサービスの量）の上限が決められていて、その範囲内でのサービスを利用した場合、その額の1割、2割又は3割（自己負担割合）が自己負担となります。ただし、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額が自己負担になります。

サービスの支給限度額（1か月）のめやす

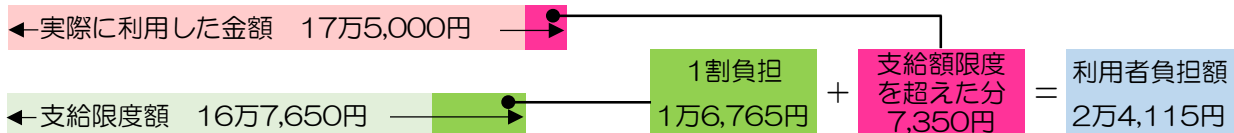
要介護度	支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
要支援 1	5万 320円	5,032円	1万 64円	1万5,096円
要支援 2	10万5,310円	1万 531円	2万1,062円	3万1,593円
要介護 1	16万7,650円	1万6,765円	3万3,530円	5万 295円
要介護 2	19万7,050円	1万9,705円	3万9,410円	5万9,115円
要介護 3	27万 480円	2万7,048円	5万4,096円	8万1,144円
要介護 4	30万9,380円	3万 938円	6万1,876円	9万2,814円
要介護 5	36万2,170円	3万6,217円	7万2,434円	10万8,651円

介護保険給付の対象とならない費用

- 支給限度額を超えた利用者負担
- 食費・居住費（滞在費）・日常生活費など

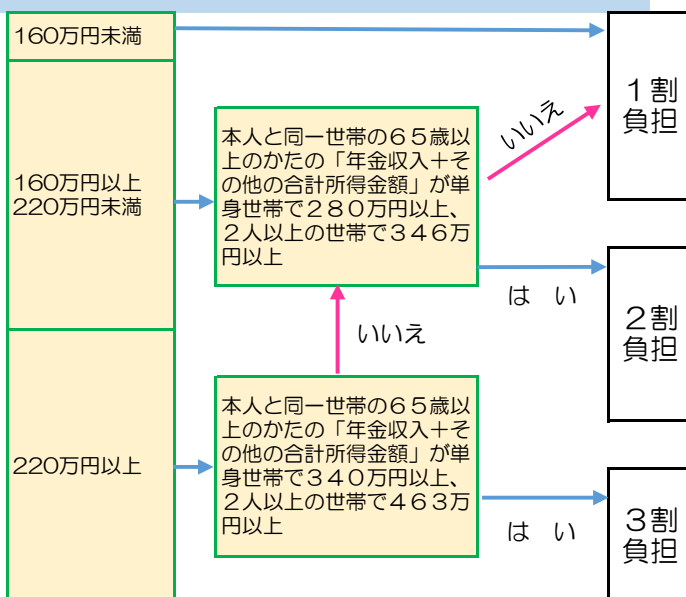
- ・ 上記の支給限度額は、利用するサービスの種類や事業所の所在地により若干の違いがあります。
- ・ 福祉用具購入費と住宅改修費は上記の限度額に含まれません。

（例） 要介護1（1割負担）のかたが、17万5,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は



● 負担割合の決まり方

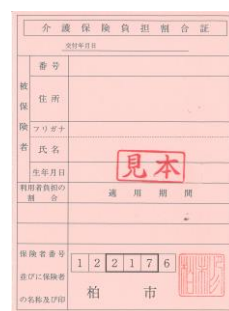
サービスを受けた時の自己負担の割合は、本人などの前年の合計所得により決められます。



● 負担割合証で確認を！

負担割合証が記載された「介護保険負担割合証」が交付されます。

負担割合（1割、2割又は3割）を記載した「負担割合証」を、初めて認定を受けた際に、認定結果通知と併せてお送りします。すでに認定を受けているかたには、毎年7月上旬に郵送します。サービス利用の時に必要です。



※負担割合は個人ごとに決まるので、世帯内で負担割合が異なる場合があります。
 ※第2号被保険者や、第1号被保険者でも非課税者または生活保護受給者は、所得にかかわらず1割負担となります。

高額介護(予防) サービス費

申請が必要です

同じ月に利用したサービスの利用者負担（1割、2割又は3割）が高額になった場合は、1か月の利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合算）して、上限額（下表）を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（予防）サービス費」として後から支給されます。対象のかたには市より申請書が送付されますので、高齢者支援課までご提出ください。

対象者の区分	該当条件	自己負担上限額（月額）
世帯員に住民税課税者がいる	年収約1,160万円以上	14万 100円（世帯）
	年収約770～1,160万円未満	9万3,000円（世帯）
	年収約770万円未満	4万4,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税者	下記以外	2万4,600円（世帯）
	前年の合計所得金額と公的年金、収入額の合計が年間80万円以下	2万4,600円（世帯）
		1万5,000円（個人）
	生活保護を受けている人	1万5,000円（世帯）

高額医療・高額介護合算制度＜年額／8月～翌年7月＞

申請が必要です

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は、介護保険と医療保険のそれぞれの月額を適用後、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、下表の限度額を超えた場合は、申請により、超えた分が後から介護保険と医療保険より支給されます（高額医療・高額介護合算制度）。対象と思われるかたへ医療保険より申請書が送付されます（国保・後期高齢者医療制度にご加入のかたに限り）ので、高齢者支援課までご提出ください。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

所得区分	70歳未満のかた	70歳以上のかた
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
課税所得145万円未満	60万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	31万円
住民税非課税世帯かつ年金収入80万円以下		19万円

※住民税非課税世帯かつ年金収入80万円以下世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

利用者や家族のかたへの負担軽減

介護保険負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）

申請が必要です

低所得のかたの施設利用が困難とならないように、居住費・食費は下表の負担限度額までとなる自己負担の軽減制度です。負担の軽減を受けるためには、高齢者支援課窓口にて申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービスを受けるときに事業者へ提示することが必要です。

対象要件 次の3つのすべてを満たすかた	①世帯全員が市民税非課税 ②別世帯の配偶者がいる場合は、その配偶者も市民税非課税 ③預貯金等の額が一定の金額以下 （所得の状況により預貯金等の金額が異なります。詳しくは下記をご覧ください）
-------------------------------	---

●負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費（滞在費）1日あたり				食費 【ショートステイ】
			従来型 個室※	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	
1	生活保護受給者のかた	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	380円	0円	880円	550円	300円 【300円】
	老齢福祉年金受給者のかた		(550円)				
2	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下のかた	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	480円 (550円)	430円	880円	550円	390円 【600円】
3-①	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下のかた	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	880円 (1,370円)	430円	1,370円	1,370円	650円 【1,000円】
3-②	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円を超えるかた	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	880円 (1,370円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 【1,300円】

※第2号被保険者は、上記にかかわらず資産の状況が単身1,000万円、夫婦2,000万円です。

※居住費※の上段は特別養護老人ホーム、下段（）は老人保健施設・介護医療院です。

※施設の設定した居住費(滞在費)・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。

※限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。

※申請には、通帳等の写しが必要です。

社会福祉法人による施設サービス負担額軽減制度

申請が必要です

この制度を実施している特別養護老人ホームに入所されていて、生計が困難と認められたかたの施設サービス費（自己負担額・居住費・食費）が軽減されます。この制度を受けるためには高齢者支援課が発行する認定証が必要です。対象要件、申請方法など詳しくはお問い合わせください。

柏市家族介護慰労金支給制度

申請が必要です

この制度は、居宅で介護サービスを利用せず、医療機関に月8日以上入院をしていない要介護4・5の認定を受けている要介護高齢者の介護をしている家族のかたに対し慰労金を支給するものです。対象と思われるかたには、市より申請書が送付されますので、高齢者支援課までご提出ください。


柏市介護保険居宅サービス利用者負担金助成

申請が必要です

低所得のかたを対象に、下記の20種類の居宅サービスについて、自己負担額の一部を助成します。助成を受けるためには、高齢者支援課が発行する認定証が必要です。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

●対象となる居宅サービス

訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（以上、介護予防サービスを含む）、訪問介護、通所介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業、第1号通所事業

対象要件	①要支援、要介護認定者で柏市に住民票、居住実態がある ②世帯全員が所得税非課税で、年間の収入が生活保護基準の1.3倍以内 ③生計を同一にする世帯に活用できる資産がない ④世帯全員の預貯金が100万円以下 ⑤給付制限を受けていない ⑥生活保護を受けていない	
次の6つのすべてを満たすかた		

プチコラム

フレイルって何だろう？

年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態を「フレイル」と言います。フレイルの兆候を早期に見出し、日常生活を見直すことでフレイルの進行を抑制したり、健康な状態に戻ることが出来ると言われています。

フレイルを予防するにはどうしたら良いの？

まずフレイルの兆候にいち早く気づくことが大切です。定期的にフレイルチェックを受けましょう！

フレイルを予防する3つの柱

フレイルを予防するためには、**栄養**（食・口腔機能）、**運動**、**社会参加**の3つをバランスよく実施することが大切です。



出典：フレイル予防ハンドブック
 （東京大学高齢社会総合研究機構
 飯島勝矢教授監修）

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者のフレイル予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業です。

介護予防・生活支援サービス

これまでのサービスに加え、サポーター・地域のたすけあい・NPOなどのボランティア団体が提供する新しいサービスを利用できます。

対象者 ①要支援認定を受けたかた

②基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となったかた（要支援に相当するかたを想定しています）

ケアプランを作成

●介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員などに相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成してもらいます。（無料）



訪問型サービス【ホームヘルプ】

●介護予防訪問サービス（訪問介護相当サービス）



ホームヘルパーが訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除など）、身体介護（食事や入浴の介助）を利用者とともにを行います。

●生活支援訪問サービス（訪問型サービスA）



サポーター（かじサポ）またはホームヘルパーが訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除など）を利用者とともにを行います。

自己負担のめやす（1か月）

	1割	2割	3割
週1回程度の利用	1,226円	2,451円	3,676円
週2回程度の利用	2,448円	4,896円	7,343円
週2回程度を超える利用	3,884円	7,767円	11,651円

※回数は地域包括支援センター等の作成するケアプランにより決まります。

自己負担のめやす（1か月）

	1割	2割	3割
週1回程度の利用	1,025円	2,049円	3,073円
週2回程度の利用	2,047円	4,093円	6,140円
週2回程度を超える利用（要支援2相当のみ）	3,247円	6,494円	9,741円

※回数は地域包括支援センター等の作成するケアプランにより決まります。

●たすけあいサービス（訪問型サービスB）

日常のちょっとした困りごと（ゴミ出し、掃除、調理、買い物など）を助け合う、地域の支えあいやボランティアによるサービスです。



自己負担 各支えあい活動団体が設定

通所型サービス【デイサービス】

●介護予防通所サービス（通所介護相当サービス）

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

自己負担のめやす（1か月）

【共通的サービス】

	1割	2割	3割
要支援1・事業対象者	1,847円	3,693円	5,540円
要支援2・事業対象者	3,719円	7,438円	11,157円

※送迎、入浴を含みます。

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。



【選択的サービス】

	1割	2割	3割
栄養改善加算	206円	411円	617円
口腔機能向上加算Ⅰ	154円	308円	462円
口腔機能向上加算Ⅱ	165円	329円	493円
生活機能向上グループ活動加算	103円	206円	309円

健康づくり・フレイル予防

お住まいの近くで健康づくりやフレイル予防に取り組めるよう、さまざまな事業を行っています。いくつかの例をご紹介します。

対象者 65歳以上のすべてのかた

※講座などの開催は「広報かしわ」や市のホームページでもご案内しています。

行ってみよう！



●ふれあいサロンとコミュニティカフェ（月1～2回程度開催）

身近な地域における居場所づくり、見守り・支え合いの取り組みの1つとして、ふれあいサロンや世代を問わず誰もが気軽に利用できるコミュニティカフェがあります。多くのかたに「地域にある居心地よい場所」として利用されています。開催日時、場所などは、柏市社会福祉協議会までお問い合わせください。

柏市社会福祉協議会 ☎04-7163-1200

●フレイル予防教室

フレイル予防の基本をお伝えします。誰でも気軽に楽しみながら参加できる教室です。日時・場所・内容は、お近くの地域包括支援センターからご案内します。

例 認知症予防講座
各種介護予防教室（口腔ケア、栄養、運動）など

地域包括支援課 ☎04-7167-2318
地域包括支援センター（裏表紙参照）

高齢者のサロンや通いの場などに講師を派遣します！

●フレイル予防・健康づくり出前講座

柏市では、自身の健康状態や日々の生活を振り返る「フレイルチェック」や身近な地域で仲間と気軽に行える“介護予防のコツ”など、講師が高齢者のサロン等に出向きフレイル予防のプログラムを提供します。ご利用、お待ちしております。

メニューの例

フレイルチェック
お口の健康と介護予防
栄養から介護予防
かしわロコトレ！などの体操



地域包括支援課 ☎04-7167-2318

気軽に楽しみながら健康づくりに取り組もう！

●かしわフレイル予防ポイント制度

40歳以上の市民で希望するかたに、かしわフレイル予防ポイントカードを発行します。市が指定するサロンやウォーキングなどの健康づくりやボランティアに参加されると、カードにポイントが貯まります。貯まったポイントは、WAON加盟店でお食事やお買い物に使えます。



地域包括支援課 ☎04-7167-2318

在宅福祉サービス



ここからの在宅福祉サービスについては、まずこちらにご相談ください

▶ 高齢者支援課
地域包括支援センター

☎04-7167-1135
裏表紙参照

住み慣れた自宅での生活を継続できることを支援するための柏市独自サービスです。柏市に住民票と居住実態があり、介護施設に入所していないかたが対象です。

一人暮らしのかたが利用できるサービス

緊急通報システム

ボタン一つで受信センターの相談員に連絡できる装置をお貸しします。健康に関する相談があるときや、急に具合が悪くなり助けを呼びたいときにボタンを押して通報すると、受信センターが24時間対応します。

- ◎対象者
- ◆65歳以上または身体障害者手帳1・2級保持で、一人暮らしまたは世帯員が疾病等で緊急対応できないかた
 - ◆本人及び同一住所に住民票がある一親等内親族の市民税所得割額が16万円未満のかた

◎自己負担額

生活保護世帯	無料
市民税非課税世帯	510円/月
課税世帯	1,220円/月



協力員について

- ◆申請にあたり、利用者の状況確認などを行ってもらう協力員を1人以上登録する必要があります。そのうち1名は、地域の民生委員に依頼してください。協力員となった知人や家族のかたには、緊急時の駆け付けをお願いします。

おおむね自立のかたが利用できるサービス

生活支援短期宿泊費助成

体調調整やご家族の都合により家にいることのできないときなどに、短期間老人ホームに宿泊することができます。

- ◎対象者 65歳以上で、おおむね自立のかた
- ◎利用回数 年10日間まで
- ◎助成額 施設利用料を助成
(食事代等は自己負担となります)

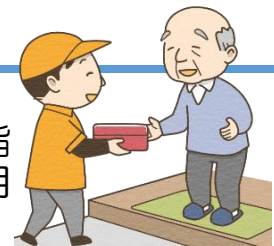


要支援・要介護認定を受けているかたが利用できるサービス

★印は、総合事業のチェックリストで、事業対象者と認められたかたを含みます。

配食サービス費助成

噛むことや飲み込むことが困難なため、嚥下食（ミキサー食、ムース食など）による食事摂取が必要なかたが、市が指定した業者によるお弁当の配達を利用した場合に、その費用の一部を助成します。



- ◎対象者
- ◆要支援、要介護認定を受けている65歳以上のかたで、嚥下食による食事摂取が必要なかた ★
 - ◆対象者および同一住所の親族の市民税所得割額の合算が16万円未満のかた

◎自己負担額 500円/食

★印は、総合事業のチェックリストで、事業対象者と認められたかたを含みます。

寝具（ふとん）乾燥消毒

ふとん干しが困難な高齢者に、乾燥車が自宅にお伺いし、ふとんの乾燥消毒サービスを行います。

※原則、乾燥車の駐車スペースと電源（コンセント）が必要です。

- ◎対象者
- ◆65歳以上で要支援、要介護認定を受けている一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、世帯全員が寝具の乾燥を行えないかた ★
 - ◆対象者および同一住所の親族の市民税所得割額の合算が16万円未満のかた

◎利用回数 月1回

◎自己負担額 無料



寝具（ふとん）丸洗い

ふとんをお預かりし、丸洗いして返却します。（ふとんの返却までに10日間ほどかかります。その間、代わりのふとんは各自ご用意ください）。

- ◎対象者
- ◆65歳以上で要支援、要介護認定を受けているねたきりまたは認知症のかたのうち、失禁の症状のあるかた ★
 - ◆対象者および同一住所の親族の市民税所得割額の合算が16万円未満のかた

◎利用回数 年2回まで

◎自己負担額 無料

要介護高齢者等住宅改造費補助

高齢者が安心して在宅生活を送れるよう既存住宅の改造を行うとき、改造費の一部を補助します（新築、増築等大規模改修は対象となりません。工事中、工事済みのものも対象となりません。）。

◎対象者（以下の条件を全て満たす必要があります）

- ◆介護保険の要支援または要介護の認定を受けているかた
- ◆柏市に居住しており、住民登録があるかた
- ◆対象者および同一住所の親族の市民税所得割額の合算が16万円未満のかた



◎補助対象工事

- | | |
|-----------|--------------------|
| ①手すりの取り付け | ④引き戸などへの扉の取り替え |
| ②段差の解消 | ⑤和式から洋式便器への交換 |
| ③床材の変更 | ⑥車いす対応の流し及び洗面台への交換 |

◎補助額

市民税額等によって異なりますので、ご相談ください。

- ご注意！** ▶▶
- ◆工事中および工事終了後の住宅については対象となりませんので、必ず工事を始める前にご相談ください。
 - ◆補助を受けることができるのは、一人1回です。
 - ◆介護保険制度の住宅改修費支給を優先とします。

要介護1～5の認定を受けている ねたきりのかたが利用できるサービス

訪問理髪費助成

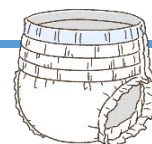
理美容師がご自宅へ伺い、自宅で理髪を受けられる際の助成利用
券を交付します。



- ◎対象者 ◆65歳以上で要介護認定を受けているねたきりのかた
◆対象者および同一住所の親族の市民税所得割額の合算が
16万円未満のかた
- ◎利用回数 年4回まで（申請月により異なります）
- ◎助成額 出張費を助成（理髪費は、3,200円を上限として自己負担となります）

要介護2～5の認定を受けているかたが利用できるサービス 介護用品（紙おむつ）給付

ご自宅に紙おむつを配達します。



- ◎対象者 65歳以上で、下記のすべてに当てはまるかた
 - ①要介護2以上の認定を受けている（または身体障害者手帳1・2級）
 - ②失禁があり常時紙おむつを必要としている
 - ③対象者および同一住所の親族の市民税所得割額の合算が16万円未満※ 生活保護受給者のかたはご利用いただけません。
- ◎利用回数 月1回
- ◎自己負担額 無料
- ◎その他 持ち込み可能な場合に限り、入院中や市内の有料老人ホーム、サービス
付き高齢者向け住宅及びグループホーム入所中のかたもご利用いただけます。

要介護3～5の認定を受けているかたが利用できるサービス 送迎費助成

ねたきりの高齢者がストレッチャー装着のワゴン車（横に
なったままで乗れる車）で医療機関への送迎を利用した場合
に、その費用の一部を助成します。



- ◎対象者 ◆要介護3、4、5の認定を受けているねたきりの高齢者
で、寝台車によらなければ移動することが困難なかた
◆対象者および同一住所の親族の市民税所得割額の合算が
16万円未満のかた
※ 生活保護受給者のかたはご利用いただけません。
- ◎利用条件 自宅から医療機関への通院、入退院（転院は対象となりません）
- ◎助成額 片道1回 4,000円を上限とし、年間 96,000円まで
（申請月により異なります）

これまでの在宅福祉
サービスについては、
まずこちらに
ご相談ください

▶ 高齢者支援課
▶ 地域包括支援センター

☎04-7167-1135
裏表紙参照

ごみ出し困難者支援収集

戸別でごみ収集を行います。

- ◎対象者 ◆一人暮らしなどで、ご自身がごみ集積所にごみを出すこと
が困難で、原則として要介護3以上のかた

お問い合わせ先▶▶ 廃棄物政策課

☎04-7167-1140

図書等郵送サービス

来館が困難なかたに対して図書館資料の郵便による貸出しを実施しています。



◎対象者 市内在住の、重度身体障がいもしくは、寝たきりで介添えがなければ日常生活が著しく困難なかた

◎自己負担額 無料

お問い合わせ先▶▶ 柏市立図書館 ☎04-7164-5346

その他のサービス

車いすの貸出し

怪我や病気など、緊急一時的に車いすが必要なかたに対して、無料で貸出しを行っております。申請者もしくは使用者が市内在住のかたであれば、貸出しが可能です。



お問い合わせ先▶▶ 柏市社会福祉協議会（午前9時～午後5時）
 ◆かしわ福祉権利擁護センター ☎04-7163-1234（月曜日～金曜日）
 ◆沼南社会福祉センター ☎04-7193-2941（月曜日～土曜日）

さわやかサービス

高齢者や障がいのあるかた、産前産後のかたが、住みなれた家で安心して暮らせるよう市民相互の支えあいを基本に、会員登録制による在宅サービスを提供しています。

※ 社会福祉協議会独自のサービス事業であり、介護保険事業ではありません。



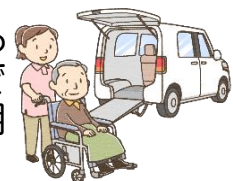
在宅福祉サービス（高齢者対象のサービスを抜粋）

サービスの種類	サービス内容	利用時間	利用料金
生活援助サービス	調理、洗濯、清掃、買い物、庭の草むしり、外回りの清掃など	月曜日～土曜日 午前7時～午後7時 ※日曜日・祝日・ 年末年始は休み	1時間 900円 その後30分毎に450円
介護サービス	外出、食事、更衣、見守りなど	月曜日～土曜日 午前7時～午後7時 ※日曜日・祝日・ 年末年始は休み	1時間 1,100円 その後30分毎に550円
相談事業	各種在宅福祉相談	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※土・日曜日・祝日・ 年末年始は休み	無料

お問い合わせ先▶▶ 柏市社会福祉協議会 さわやかサービス ☎04-7197-6400

移動サービス

車いすをお使いのかたで、公共交通機関等を利用して移動することが困難な場合に、車いす専用車両を使用して、目的地までお送りする会員登録制（訪問調査あり）のサービスです。利用の際は、介助者が1名必要となります。



◎利用料金 柏市内 1回600円／柏市外 1回800円（片道が1回となります）

◎利用時間 月曜日～土曜日 午前9時（車庫発）～午後5時（車庫着）

お問い合わせ先▶▶ 柏市社会福祉協議会 沼南社会福祉センター
 移動サービス ☎04-7193-2941

福祉有償運送

社会福祉法人やNPO 法人等が、公共交通機関を単独で利用することが困難な身体障がい者や要介護者等の輸送を行います。利用にあたっては、事業者への会員登録が必要です。

お問い合わせ先▶▶ 福祉政策課

☎04-7167-1131

住民同士のたすけあいサービス

市内広域で活動する団体



掃除、買い物、草取り、通院介助など、日常のちょっとした困りごとを住民同士でたすけあおう、という団体がいくつもできています。困ったときに気兼ねなく利用できるように、そして責任をもって応じられるように、有償サービスとなっています。

サービス内容、費用等についての詳細は各団体にお問い合わせください。

◎対象者 高齢者・障がい者・子育て中のかたなど手助けを必要とするかた

◎費用 利用料は1時間あたり1,000円前後。他に入会金・年会費など

各団体へのお問い合わせ先▶▶

	名称	電話番号		名称	電話番号
①	暮らしの支援・えんがわ	080-8081-7659	⑨	花いちりん柏	04-7148-7677
②	たすけあいの会シニアハウス柏	080-3124-4061	⑩	コープみらいおたがいさま	0800-500-2647
③	タイムストック柏の会	090-9678-5792	⑪	NPO 法人ワークスコレクティブういず	04-7134-7201
④	パーソナルアシスタンス・遊民	04-7157-2100	⑫	さわやかサービス	04-7197-6400
⑤	NPO法人 住まいるへるぶ	04-7174-8301	⑬	SLF ガーデンサポート	080-4058-1313
⑥	在宅サポート・さくら	04-7163-0634	⑭	NPO法人ケアラネットみちくさ	8/1~1/31
⑦	柏ひまわり会	090-8318-2157			090-2761-7518
⑧	認定NPO法人コミュニティケア街ねっと	04-7170-0939			上記期間以外は 04-7138-5032

町会等やコミュニティエリア（おおむね中学校区）で活動する団体

活動するエリア、サービス内容、費用（無償～有償）は団体により様々です。詳細については、柏市社会福祉協議会のホームページでご覧いただけます。

お問い合わせ先▶▶ 柏市社会福祉協議会
地域支援担当

☎04-7163-1200

福祉サービス利用援助事業

福祉サービスを利用する時の手続きや預貯金の預入れおよび払戻し、公共料金や家賃の支払い等にお困りの高齢者や障がい者を支援するサービスです。生活支援員が、定期的に訪問し支援を行います。

◎対象者 高齢者や障がい者等のかた

◎費用

区分	利用料
年会費	年間3,600円（月額300円）
①福祉サービス利用援助	援助が1時間30分未満の場合1,000円
②財産管理サービス	以降30分ごとに500円加算
③財産保全サービス	年間3,000円（月額250円）

※生活保護世帯は無料です。※財産保全サービスのみの利用はできません。※上記利用料の他に交通費がかかります。

※利用料の一部助成制度もあります。助成については高齢者支援課へお問い合わせください。

お問い合わせ先▶▶ 柏市社会福祉協議会
かしわ福祉権利擁護センター

☎04-7165-1144

郵便等による不在者投票

要介護5で投票所に行くことが困難な場合は、あらかじめ手続きを行うことで、郵便での投票ができます。また、要介護5以外でも、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っているかたは障害の部位、程度により制度を利用できます。詳しくは右の二次元バーコードからご確認ください。



お問い合わせ先▶▶ 柏市選挙管理委員会事務局

☎04-7167-1092

プチコラム

Q：ヘルパーさんに家族の分もお願いできますか？

介護保険制度の訪問介護で訪れるホームヘルパーは、介護保険利用者のために生活援助を行います。ご家族の食事の準備・掃除・洗濯は行うことができませんので、ご理解ください。ただし、ご家族の方の心身がすぐれず助けが必要なときは、31ページ「さわやかサービス」、32ページ「住民同士のたすけあいサービス」にお問い合わせください。

歯科診療



訪問歯科診療

「入れ歯があわない」「痛みがある」「噛めない」「飲み込みづらい」などお口のことで困っている通院困難なかたに対し、訪問による歯科診療や誤嚥性肺炎等を予防する口腔ケアを行います。歯科衛生士が無料にて訪問調査、ご相談に伺い、その後、歯科医師による訪問歯科診療を行います。



◎対象者 歯科医院に通院困難なかた

◎費用 診療は健康保険、指導および口腔ケアは介護保険（在宅）を利用

お問い合わせ先▶▶ (一社) 柏歯科医師会附属歯科介護支援センター
☎04-7147-6480

往診のできる医療機関



往診のできる医療機関

さほど急を要さないが、医療機関で受診できない場合に対応する往診が基本となりますので、往診を依頼される場合は、事前に下記の医療機関にご相談ください。

- | | | | |
|----------|-------------------|-------------------|----------|
| 内…内科 | 小…小児科 | 胃…胃腸科 | 外…外科 |
| リ…リハビリ科 | 眼…眼科 | 循…循環器科
(循環器内科) | 泌…泌尿器科 |
| 脳…脳神経外科 | 神…神経科 | 皮…皮膚科 | 整…整形外科 |
| ア…アレルギー科 | 消…消化器科
(消化器内科) | 肛…肛門科 | 神内…神経内科 |
| 耳…耳鼻科 | | | 呼内…呼吸器内科 |

No	医療機関名	所在地	電話番号	医師名	診療科目
1	かしわ沼南みらいクリニック	柏市大津ケ丘1-45-5	04-7191-3133	加藤 義一	内 外
2	柏東口よしだクリニック	柏市中央1-6-1 クレスビル1F	04-7166-1001	吉田 雅彦	内 泌 皮 ア 外
3	柏ビレジクリニック	柏市花野井1814-12	04-7133-1090	遠藤 久人	胃 内 小 循
4	柏れんげクリニック	柏市大山台2-16	04-7138-6697	成毛 大輔	内 小
5	金森医院	柏市高田1075-47	04-7145-8481	金森 直明	内 小 皮
6	北柏ファミリークリニック	柏市北柏5-3-3	04-7160-3773	澁谷 富雄	内 小
7	クリニック柏の葉	柏市柏の葉3-1-34	04-7132-8881	村川 壽	内 小 ア 耳
8	くわのクリニック	柏市豊四季台1-3-1	04-7189-7715	桑野 雄介	内
9	こんどうクリニック	柏市柏3-2-3 マツモトキヨシビル4F	04-7168-8810	近藤 公一	内 外 整
10	玉田クリニック	柏市柏3-9-21 山崎ビル402	04-7165-8760	玉田 文子	内 神内 リ

No	医療機関名	所在地	電話番号	医師名	診療科目
11	手賀の杜クリニック	柏市岩井789-6	04-7196-7102	志賀 元	内 外 小
12	東洋眼科・胃腸内科・外科	柏市大津ヶ丘4-25-2	04-7193-3042	石橋 正樹	内 眼 胃 肛 外
13	豊四季診療所	柏市豊四季台1-3-1	04-7145-7247	金 重輝	内 胃 小
14	中島クリニック	柏市高柳1142-1	04-7193-3077	中島 基博	内
15	のぞみの花クリニック	柏市布施1213-4	04-7192-6180	古賀 友之	内 外
16	花野井クリニック	柏市大室1218-6	04-7137-3777	蔡 榮基	循 消 内 小 リ
17	東山医院	柏市柏3-3-3	04-7167-3803	松岡 茂	内 胃 外 皮
18	ひだまりホームクリニック	柏市南柏1-8-10-3A	04-7142-6032	和田 忠志	内 診療内科
19	平野医院	柏市豊住1-1-45	04-7175-2222	平野 清	内 消 循 小 皮
20	ホームクリニック 柏	柏市桜台1-8	04-7160-2588	織田 暁寿	内 小
21	ホームクリニック 東葛	柏市高柳1-1-1 シャームゾン高柳103	04-7128-7002	杉原 崇大	脳 内 皮 整 神 内
22	まえだクリニック	柏市柏1-1-7 池松ビル5F	04-7199-7377	前田 清貴	内 外 泌 循 乳 甲
23	町クリニック	柏下字西306-1	04-7166-3338	加藤 一良	整 内 麻
24	三富医院	柏市布施新町4-1-9	04-7131-2350	三富 規行	内 消 リ 外
25	南増尾クリニック	柏市南増尾1-14-14	04-7138-6821	山室 真澄	内 外 神 内
26	ヤマ・クリニック 内科・皮フ科	柏市明原2-1-9	04-7141-3801	山名 一平	内 皮 呼 内
27	悠翔会在宅クリニック 柏	柏市明原4-10-12-1F	04-7141-0610	村林 亮	内 消 神
28	よしおかファミリークリニック	柏市南増尾2280	04-7174-2345	吉岡 信二	内 小
29	かしわ腎泌尿器クリニック	柏市柏4-4-17 東ビル4F	04-7164-0225	岸本 幸一	内 外 泌

※すでに訪問先を持っている医療機関が多く、ご連絡いただいても意に沿えない場合がありますのでご了承ください。



相談

安心して生活を送るために



在宅医療の相談（柏地域医療連携センター）

柏地域医療連携センターは、在宅医療における地域での医療・介護連携を推進する拠点として整備された施設です。柏市が運営する総合相談窓口があり、在宅医療に関する相談対応や、在宅医療が必要な方へ専門職の調整支援など、市民の皆様が安心して療養生活を過ごせるように支援しています。

- ◎業務内容 ①在宅医療や介護に関する相談・啓発
②在宅医療が必要な方への調整支援
③医療・介護の連携強化

◎場所 柏市豊四季台1-1-118

◎アクセス 〈徒歩〉 柏駅西口から徒歩16分
〈バス〉 柏駅西口



2番のりばから乗車「向原住宅」下車徒歩4分

3番のりばから乗車「団地センター前」下車徒歩2分

柏の葉キャンパス駅西口から

2番のりば柏駅西口行乗車「向原住宅」下車徒歩4分

◎相談日 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

◎時間 午前8時30分～午後5時15分

お問い合わせ先▶▶ 地域医療推進課

☎04-7197-1510

健康相談

生活習慣病予防や健康づくりについて、気になることや心配なことはありませんか？

保健師、管理栄養士、歯科衛生士が相談に応じますので、お気軽にお電話ください。

（来所相談は事前予約制となります）



お問い合わせ先▶▶ 健康増進課

☎04-7168-3715

プチコラム

めざせ！100歳！

4月1日現在に柏市に居住し、住民登録をしているかたで、4月1日から翌年3月31日に100歳に達し、9月1日現在も柏市に住民登録のあるかたには、30,000円の敬老祝い金をお贈りします。



お問い合わせ先 高齢者支援課 ☎04-7168-1996

柏市防災福祉K-Net

災害時にひとりでの避難が困難な方（避難行動要支援者）が住んでいることを近所にお住まいの方（支援者）に知っていただき、災害発生時や災害の発生が予想される時に安否確認等の避難支援を行う制度です。事前に登録が必要です。



お問い合わせ先▶▶ 福祉政策課

☎04-7167-1131

福祉の総合相談

「家賃を滞納してしまっている」「経済的な心配がある」「子どもが引きこもりで心配」、そんな不安を抱えてはいませんか？
課題を整理して、解決の方法を一緒に考えます。あなたに合った制度や機関のご紹介もいたします。
ひとりで悩まず、まずはお気軽にご相談ください。



お問い合わせ先▶▶ 柏市地域生活支援センター

☎04-7165-8707

わたしの望みノート

「わたしの望みノート」は、これからの人生を、自分らしく幸せに過ごすためのノートです。
こんな老後を過ごしたい、を実現させるために、今の自分の想いや希望、万が一のときの準備などを、自分の気持ちを整理しながら、書き記すことができます。
自分の今後や最期について考え、周囲の人と話すことは、なかなかきっかけがつかめないものです。しかし、「最期」を悲しいことではなく、自分や家族の「安心」や「幸せ」という前向きなキーワードとしてとらえ、今後の人生を自分らしく過ごす準備をしませんか。そのために、「わたしの望みノート」をぜひ活用してください。



お問い合わせ先▶▶ 柏市社会福祉協議会 かしわ福祉権利擁護センター

☎04-7163-7676

プチコラム



忘れないで！高齢者が必要な災害時の持ち物



折りたたみ伸縮杖・老眼鏡や度数調節メガネ・補聴器・持病のくすり・保険証・診察券・おくすり手帳・血圧記録ノート・クッション性の高いマット・スマートフォンや携帯電話と充電器・マスク・ウェットティッシュ大判・治療食（アレルギー対応食やソフト食）・栄養補給ゼリー・入歯洗浄剤・紙おむつなど

成年後見制度

認知症などにより、財産の管理や契約が難しくなったり、悪徳商法の被害を受けたりすることがあります。成年後見制度は、そのような場合に、ご自身に代わって、ご家族や弁護士などに、法律行為を行ってもらう制度です。実際に今不安があるというかたも、将来の不安に備えたいというかたもまずはご相談ください。



お問い合わせ先▶▶ お近くの地域包括支援センター 裏表紙参照
柏市社会福祉協議会 かしわ福祉権利擁護センター
☎04-7162-5011

住宅リフォーム相談

「バリアフリーの住宅にしたいな」など、住宅リフォームで気になることや心配なことなどさまざまな相談をお受けしています。手すりや段差の解消工事も承りますので、ぜひご相談ください。



お問い合わせ先▶▶ 柏住宅リフォーム相談員協議会
☎04-7163-5531

プチコラム

Q：ヘルパーさん、これもお願いできますか？

Q:大掃除・換気扇の掃除をしてほしい。



A: 日常的な掃除の範囲を超えての利用はできません。

Q:草むしり・草木の水やり
ペットの世話や散歩
お願いしたい。



A: 大切にしたい気持ちはわかりますが、「日常生活に不可欠」とは言えず、お手伝いできません。

Q:話し相手になってほしい。



A: 話しを聞くだけのサービスをすることはできませんが、何か他のサービスを提供するついでに話しを聞いたり、相談にのることはできます。

ごみ出し、草むしり、通院介助などの支援は、31ページ「さわやかサービス」、32ページ「住民同士のたすけあいサービス」、シルバー人材センター（☎04-7166-6681）にご相談ください。大掃除、換気扇の掃除などは業者にご相談ください。



認知症のかたへの支援



かしわオレンジ介護者交流会

「認知症の介護はとても大変」「どのように対応したらよいか分からないことがある」など、悩んでいるかたや介護者同士が集まり、情報交換や思いを共有しながら交流します。

◎対象者 認知症のかたを介護しているかた

※場所、日程などの詳しい内容はお問い合わせください。

お問い合わせ先▶▶ 地域包括支援センター

裏表紙参照

かしわオレンジホッとカフェ

認知症のかたとその家族、地域住民、専門職等が集い、リラックスした雰囲気交流したり、認知症のかたを支えるつながりを支援します。



※場所、日程などの詳しい内容はお問い合わせください。

お問い合わせ先▶▶ 地域包括支援センター

裏表紙参照

公益社団法人 認知症の人と家族の会 千葉県支部

1980年に京都で発足、全国47都道府県に支部がおかれています。認知症の人を介護している家族を中心に、認知症の問題に関心をもつかたがたの自主的な団体で、つどい（介護家族の交流会）、会報の発行、相談等の活動を行っています。

相談は、下記にて認知症の介護について経験豊富な相談員がお受けしています。



●ちば認知症相談コールセンター

◎電話相談 月・火・木・土曜日（祝日を除く）午前10時～午後4時

◎面接相談 金（予約制） 1週間前までに電話にて要予約

◎電話 ☎043-238-7731

※ちば認知症相談コールセンターは、千葉県と千葉市の委託事業として、公益社団法人 認知症の人と家族の会 千葉県支部が受託して行っています。

お問い合わせ先▶▶ 認知症の人と家族の会 千葉県支部（月・火・木 午後1時～4時）

☎043-204-8228

FAX 043-204-8256

認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われるが、医療・介護につながっていないかたに、認知症専門の多職種チームが介入し、在宅生活の継続を目指します。


お問い合わせ先▶▶ 地域包括支援センター

裏表紙参照

認知症110番（電話相談）

認知症によって介護が必要な高齢者を抱えた家族や介護者からの相談を受け付けします。



- ◎相談費用 無料
- ◎利用時間 月曜日・木曜日 午前10時～午後3時
(月曜日が休日の場合は原則翌火曜日)
- ◎専用電話  0120-654874 (老後心配なし)

お問い合わせ先▶▶ 公益財団法人認知症予防財団
☎03-3216-4409 FAX.03-3216-3620

かしわオレンジSOSネットワーク

認知症などにより、はいかのおそれがあるかたご本人の氏名や特徴、写真などの情報を事前に登録することで、行方不明のときに詳細な情報を共有できるようにします。

はいかにより行方不明になった際には、ネットワーク協力機関団体に情報発信し、行方不明者の早期発見を行います。

柏市では、ネットワークに協力する事業所を募集しています。



～かしわオレンジSOSネットワークの流れ～

- 1 地域包括支援センターで事前にかしわオレンジSOSネットワークに登録

行方不明発生!! → 柏警察署に連絡

- 2 ご家族などは柏警察署に、行方不明者届とかしわオレンジSOSネットワークを利用した情報配信の申請
- 3 柏警察署は市へかしわオレンジSOSネットワークの利用申請があったことを報告
- 4 市は協力者・協力事業者へ行方不明の情報を配信
(ホームページ、メール、X、LINE、FAX、防災行政無線)
- 5 協力者・協力事業者は可能な範囲で行方不明者について注視し、行方不明者に関する情報や行方不明者と思われるような人を見かけたら保護し、柏警察署へ連絡
- 6 行方不明者が発見されたら、柏警察署は市へ連絡
- 7 市は協力者・協力事業者へ行方不明の発見・解除通知

お問い合わせ先▶▶ 地域包括支援センター

裏表紙参照

プチコラム

「知っている人なのに名前が出てこない」なんてことはありませんか？



誰でもかかる可能性がある身近な病気の「認知症」。早い段階で気づき対処するためには、ちょっとした異変を見逃さないことが大切です。そして、そんな兆候を見つけることができる「かしわもの忘れチェック」があります。チェックシートは地域包括支援センター等に配架してありますので、ご自身やご家族など身近なかたで気になる場合は、ぜひご活用ください。詳しくは市のホームページをご覧ください。地域包括支援課 (☎04-7167-2318) までお問い合わせください。

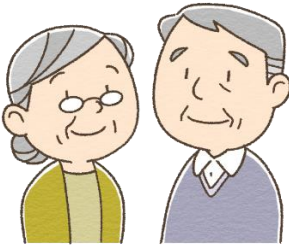
かしわもの忘れチェックサイト▶



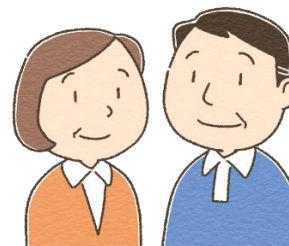
みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、柏市が保険者となって運営しています。40歳以上のかたは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

加入者



第1号被保険者
(65歳以上のかた)
原因に関わらず、介護が必要であると認定された場合にサービスを利用できます。
65歳になる前月に、介護保険証が交付されます。



第2号被保険者
(医療保険に加入している40～64歳のかた)
老化が原因とされる病気（特定疾病※）により介護が必要であると認定された場合にサービスを利用できます。
認定をうけた方に介護保険証が交付されます。

※特定疾病（16種類）

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 早老症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊柱管狭窄症
- 脊髄小脳変性症
- 多系統萎縮症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険料の納め方は、年金の額に応じて異なります。

年金が年額18万円未満のかた	納付書や口座振替で個別に納めます
年金が年額18万円以上のかた	年金から天引きされます（年6回）

- 年金が年額18万円以上のかたも、年度の途中で65歳になった場合や他の市区町村から転入した場合など、一時的に納付書で納めることがあります。
原則、10月以降（柏市が年金受給を把握できた6か月後）から年金天引きになります。
- 40～64歳のかたの介護保険料の金額の決め方と納め方は、加入している医療保険ごとに異なります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。
- 災害などの特別な事情で納付が困難な場合は、保険料の徴収猶予及び減免などを受けられることがありますので、高齢者支援課資格保険料担当(☎04-7167-1022)へご相談ください。

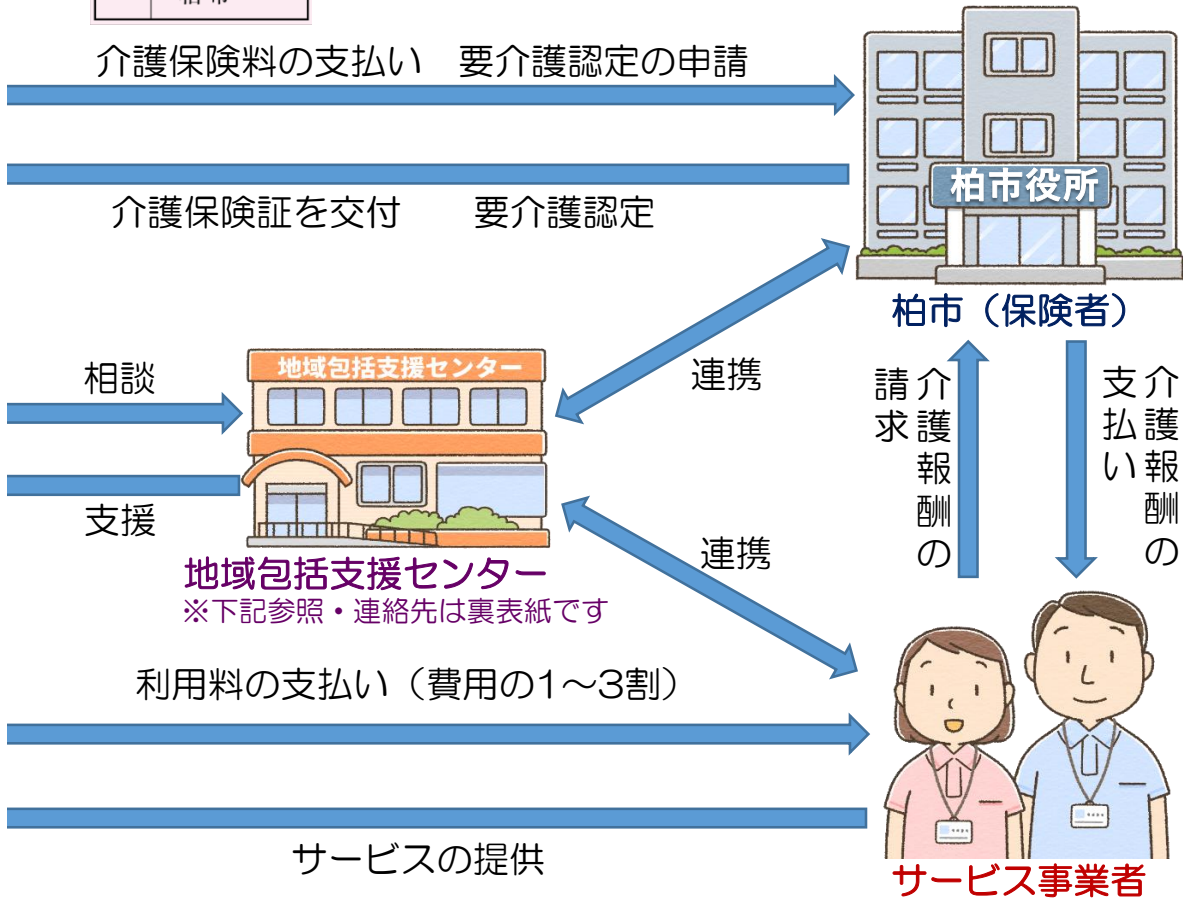
介護保険料は、65歳の誕生日の前日が属する月の分から納めます。

- 例：7月1日が65歳の誕生日のかた→6月分から納めます
- 7月2日が65歳の誕生日のかた→7月分から納めます

介護保険被保険者証	
番号	
住所	見本
氏名	
生年月日	年 月 日
交付年月日	令和 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	122176 柏市

介護保険証（見本）

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。



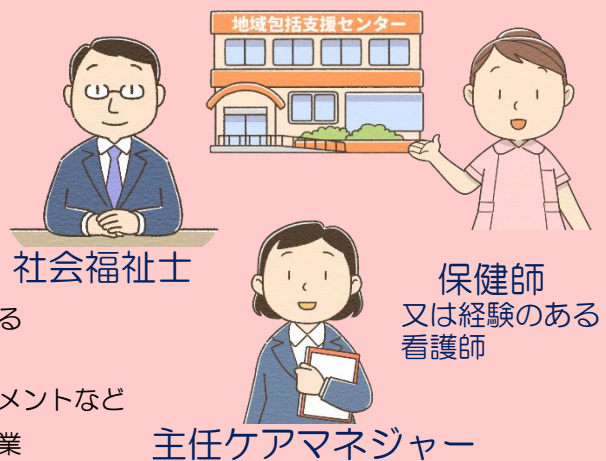
地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、介護予防ケアプランを作成するほか、市・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合的な役割を担っています。

主にどんなことをするの？

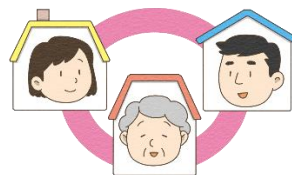
- 高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防ケアマネジメントなど
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり など

どんなスタッフがいるの？

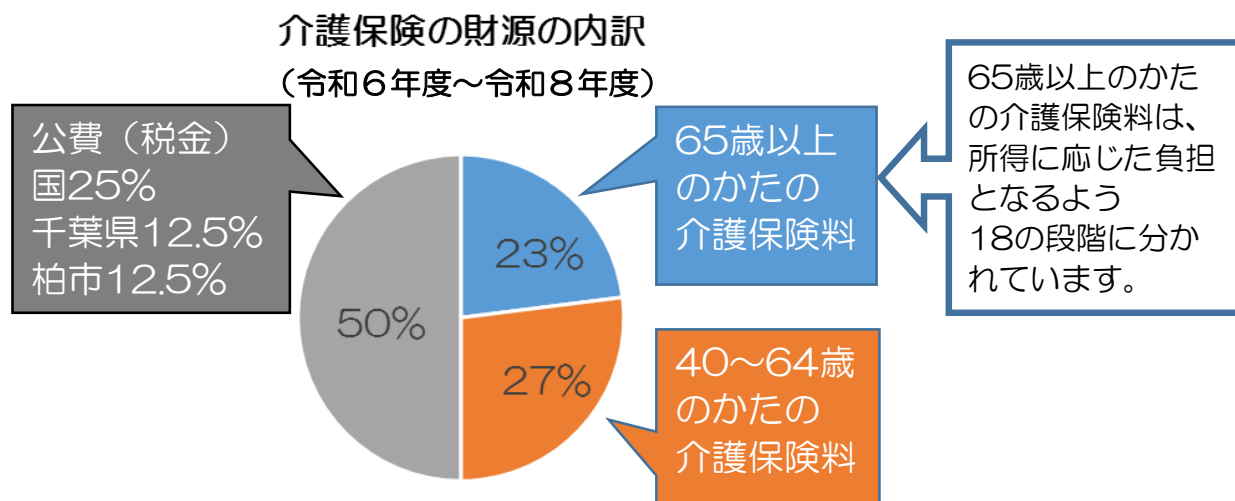


介護保険料の決まり方・納め方

社会全体で介護保険を支えています



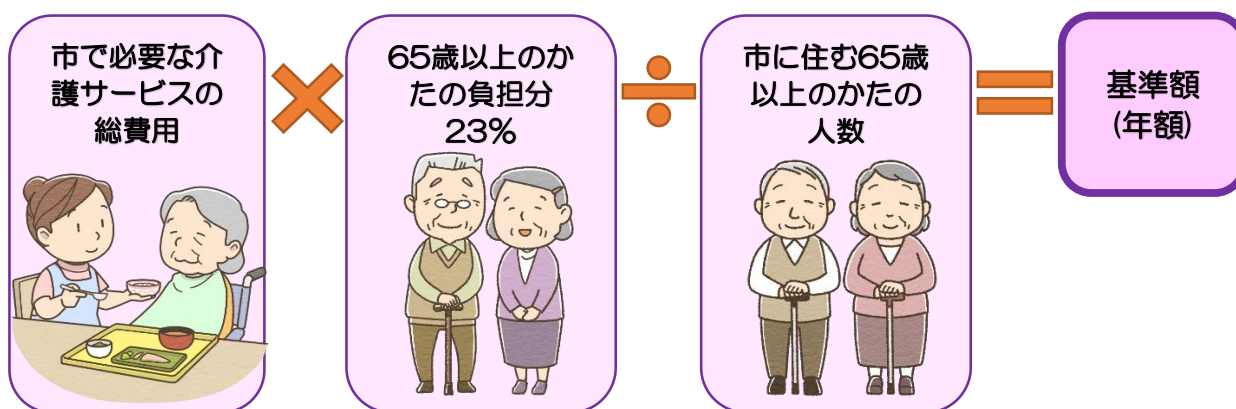
介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費（税金）」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。



65歳以上のかたの介護保険料の決まり方

65歳以上のかたの介護保険料は、柏市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。「基準額」は3年ごとに見直されます。

基準額の決まり方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。介護保険料は、基準額をもとに、所得の低いかたなどの負担が大きくなるよう本人・世帯の課税状況と本人の前年の所得等に応じて決まります。

柏市の令和6年度から3年間の「基準額」69,600円（年額）／5,800円（月額）

この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、右ページの18段階の保険料に分かれます。

柏市の65歳以上のかたの介護保険料（令和6年～8年度）

段階	対象条件		基準額に 対する調整率	年間保険料額	
第1段階	生活保護受給者		×0.28	19,480	
	本人を含めた 世帯全員が市 民税 非課税 で	本人の前年の 「課税年金収 入金額+その 他の合計所得 金額」が			80万円以下
					80万円超 120万円以下
					120万円超
					80万円以下
第2段階	本人は市民税 非課税 だが、 同じ世帯に市 民税課税者がいて	80万円超	×1.00	69,600	
第3段階		80万円以下	×0.83	57,760	
第4段階	本人が市民税 課税 で	本人の前年の 合計所得金額 が	120万円未満	×1.10	76,560
第5段階			120万円以上 150万円未満	×1.17	81,430
第6段階			150万円以上 210万円未満	×1.30	90,480
第7段階			210万円以上 320万円未満	×1.44	100,220
第8段階			320万円以上 420万円未満	×1.62	112,750
第9段階			420万円以上 520万円未満	×1.75	121,800
第10段階			520万円以上 620万円未満	×1.95	135,720
第11段階			620万円以上 720万円未満	×2.05	142,680
第12段階			720万円以上 820万円未満	×2.16	150,330
第13段階			820万円以上 920万円未満	×2.32	161,470
第14段階			920万円以上 1,000万円未満	×2.47	171,910
第15段階			1,000万円以上 1,500万円未満	×2.62	182,350
第16段階			1,500万円以上	×2.77	192,790

用語解説

- ※1 世帯とは
同じ住民票に記載されているかた全員です。毎年4月1日の住民票上の世帯で判定します。ただし、年度途中で65歳に到達された場合は65歳誕生日前日、市外から転入された場合は転入日現在の世帯です。
- ※2 その他の合計所得金額とは
合計所得金額（※3）から公的年金収入に係る雑所得を除いた金額です（1～5段階では年金は収入金額で判定するため）。さらに、税制改正の影響をふまえ、合計所得金額に給与所得が含まれる場合には、給与所得（所得金額調整控除の適用があるときは、その控除前の額）から10万円を控除した金額です（控除後の額が0円を下回る場合は、0円です。）。
- ※3 合計所得金額とは
収入金額から必要経費に相当する金額（公的年金等控除や給与所得控除等）を控除した金額の合計のことで、基礎控除や扶養控除、医療費控除等や損失の繰越控除をする前の金額をいいます（地方税法第292条第1項第13号）また、介護保険料算定における合計所得金額については、土地建物の譲渡所得がある場合は特別控除後の金額です。

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）の分から納めます。納め方は受給している年金※の額に応じて次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

※ 受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。

年金が年額18万円未満のかた→

【納付書】や【口座振替】で各自納めます

- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 柏市から納付書が送付されますので、柏市指定の金融機関等で納めてください。

普通徴収

忙しいかた、なかなか外出ができないかたは、

口座振替が便利です。

- 手続き
- ① 介護保険料の納付書、通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。
 - ② 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
- ※ 口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌々月からになります。
 - ※ 口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としされなかつた場合は、納付書で納めることになります。

年金が年額18万円以上のかた→

年金から【天引き】になります
本年度

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて天引きになります。

4月 6月 8月→10月 12月 2月
仮徴収 本徴収

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め（仮徴収）、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。

特別徴収

！年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めることがあります。

●年度途中で保険料が増額になった

→ 増額分を納付書で納めます

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

→ 原則、10月以降（柏市が年金受給を把握できた6か月後）から年金天引きになります。

それまでは納付書で納めます。

40～64歳のかたの保険料

40～64歳のかた（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入しているかた	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入しているかた	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。

介護保険料を滞納すると？

特別な事情※もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

納期限を過ぎると	督促が行われます。延滞金が加算される場合があります。
1年以上滞納すると	利用したサービス費用はいったん全額自己負担します。申請により後から保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が支払われます。
1年6か月以上滞納すると	引き続き、利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付費の一部又は全額が一時的に差し止められます。滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合があります。
2年以上滞納すると	上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなったりします。

（※）保険料が第1段階から第3段階のかたで収入が少なく生活が困窮しているかたや、災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は、減免や猶予が受けられる場合がありますので高齢者支援課へご相談ください。



..... お問い合わせ先

● 柏市 健康医療部 高齢者支援課		FAX.04-7167-1282
介護サービスについて	介護サービス担当	04-7167-1135
要介護認定について	認定審査担当	04-7167-1134
介護保険料について	資格保険料担当	04-7167-1022

● 柏市 健康医療部 地域包括支援課		FAX.04-7167-8381
フレイル予防について		04-7167-2318

● 柏市 健康医療部 地域医療推進課		FAX.04-7197-1511
在宅医療について		04-7197-1510

● 地域包括支援センター

介護予防サービスなどのケアプランを作成したり、フレイル予防のご案内、高齢者やその家族からの相談、高齢者の虐待防止等の権利擁護などを行う地域の相談窓口です。



地域包括支援センター名	所在地	電話番号	担当地域
柏北部 地域包括支援センター	小青田1-2-7 アスタリスク102号 (柏たなか駅西口近く)	7140-8818	田中
柏北部第2 地域包括支援センター	西原2-9-4 ネオス1階 (西原近隣センター近く)	7154-0200	西原、柏の葉
北柏 地域包括支援センター	布施1-3 介護老人保健施設はみんぐ1階 (柏市立柏病院裏)	7130-7800	富勢
北柏第2 地域包括支援センター	大山台2-3 モラージュ柏2階	7179-5500	松葉 高田・松ヶ崎
柏西口 地域包括支援センター	豊四季台1-3-1 (柏地域医療連携センター近く)	7142-8008	豊四季台
柏西口第2 地域包括支援センター	豊町2-5-25 イオンモール柏3階	7147-8001	新富、旭町
柏東口 地域包括支援センター	東上町2-6 久大マンション1階 (柏銀座通り商店街)	7168-7070	柏中央、新田原
柏東口第2 地域包括支援センター	中央2-9-12 リッツハウスC号室 (柏第三小学校入り口近く)	7192-6610	富里、永楽台
光ヶ丘 地域包括支援センター	今谷南町4-20 (光ヶ丘小学校近く)	7160-0003	光ヶ丘、酒井根
柏南部 地域包括支援センター	南増尾58-3 リフレッシュプラザ柏1階	7160-0002	藤心、南部
柏南部第2 地域包括支援センター	加賀3-16-8 ほのぼのプラザますお内	7170-9300	増尾
沼南 地域包括支援センター	風早1-2-2 沼南社会福祉センター1階	7190-1900	風早北部 風早南部、手賀
沼南 地域包括支援センター 高柳相談窓口	高柳1-6-6 ヤオコー柏高柳駅前店3階	7199-3660	風早北部 風早南部、手賀